

第四十八回
国会

参議院社会労働委員会會議録第十七号

昭和四十年五月十一日(火曜日)
午前十一時四十二分開会

委員の異動

五月八日

辞任

五月十日

辞任

五月十一日

辞任

日高 広為君
斎藤 昇君
山本 杉君
館 哲二君
久保 等君

補欠選任
館 哲二君
山本 杉君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

藤田藤太郎君

丸茂 重貞君

杉山善太郎君

藤原 道子君

亀井 光君

川野 三曉君

紅露 みつ君

近藤 鶴代君

佐藤 芳男君

竹中 恒夫君

村山 道雄君

衆議院議員		参議院議員	
発議者	八木 一男君	修正案提出者	松澤 雄蔵君
國務大臣	厚生大臣 神田 博君	政府委員	厚生大臣官房長 梅本 純正君
厚生省医務局長	大崎 康君	厚生省児童家庭局長	竹下 精紀君
厚生省保険局長	小山進次郎君	厚生省年金局長	山本 正淑君
厚生省看護局長	鈴木 信吾君	運輸省鉄道監督局長	深草 克巳君
局固有鉄道部長	深草 克巳君	常任委員会専門員	中原 武夫君

本日の會議に付した案件

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○議案の撤回に関する件

○社会保障制度に関する調査

○戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案(内閣提出、衆議院送付)

○戦病傷者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田藤太郎君) ただいまより開会いたします。

委員の異動について報告をいたします。五月八日、日高広為君、斎藤昇君が委員を辞任され、その補欠として館哲二君、山本杉君が選任されました。また、五月十日、鈴木強君が委員を辞任され、その補欠として久保等君が選任されました。

○委員長(藤田藤太郎君) 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(閣法第二号、衆議院送付)及び船員保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から、両案に対する提案理由の説明を順次聴取いたします。神田厚生大臣。

○國務大臣(神田博君) ただいま議題となりました厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

厚生年金保険は、昭和十七年に発足して以来今日まで二十有余年を経過し、千七百万人へのほる民間被用者を包含する年金制度であります。現行の給付体系、すなわち、定額部分と報酬比例部分の二本立てによる年金給付の体系が整えられたのは昭和二十九年の改正によるものであります。その後、昭和三十三年には、給付及び保険料について若干の修正を加えたものであります。この改正がきわめて幅の小さいものであったため、厚生年金保険の給付水準は、昭和二十九年以後の著しい経済成長、これに伴う生活水準の大幅な上昇に取り残され、労働者の老後の生活を保障するものとしてははなはだ不十分な状態に置かれていたものであります。また、年金財政をまかなうため労使が負担する保険料率も、他に例を見ない低い水準のまま推移しているものであります。

以上のような事情にかんがみ、本年度は保険料率再計算の時期でもあるところから、政府として

は、この機会に、今日までの経済成長、生活水準向上の実態に即して厚生年金保険の大幅な改正をはかることが適当と考え、一昨年以来準備を進めてまいりましたのであります。今回の改正の趣旨とするところは、まず何よりも、人口高齢化の趨勢がいよいよ明確化し、年金受給者が増加して厚生年金保険が成熟期を迎えようとする時期において、労働者の老後の生活を保障するに足る老齢年金として平均月額一万円年金を実現することを中心として、制度の内容を大幅に改善し、これに伴う所要の調整を加えるとともに、給付の引き上げ、賃金水準の上昇に応じて、保険料負担についても適正な水準にまで引き上げようとするものであります。同時に、最近普及しつつある企業年金と、改正後の厚生年金との機能や負担の競合を調整し、老後の生活保障を、企業の協力により、一そう充実強化し得るよう、両者の調整を労使の合意によって行なう道を聞くこととしたのであります。

以下、改正法案のおもな内容につきまして、逐次御説明申し上げます。

第一に、基本年金額の引き上げについてであります。まず、定額部分につきましては、現行の月額二千円を五千円に引き上げ、さらに被保険者期間二十年以降三十年までは一年につき二百五十円を加算することとし、これによって三十年では月額七千五百円となるようにいたしております。また、報酬比例部分については、現行の平均標準報酬月額に被保険者期間一カ月当たり乗する率千分の六を千分の十に引き上げることとしたのであります。

第二に、老齢年金の支給につきまして、現行では退職しない以上は年金が支給されない仕組みとなっており、高年齢労働者の生活安定の趣旨に沿って若干緩和することとし、六十五歳に達したときは在職中でも老齢年金の八割相当額を支

給することとしております。

第三に、障害年金及び障害手当金の額の引き上げについてであります。一級障害年金につきましては、現行の基本年金額に月額千円を加算する方式に改め、基本年金額の百分の百二十五相当額に引き上げ、三級障害年金につきましては、現行の基本年金額の百分の七十を、百分の七十五に引き上げるほか、さらに月額五千円の最低保障を設けることとし、また、障害手当金につきましては、現行の基本年金額の百分の百四十を、百分の百五十に引き上げることとしております。

第四に、遺族年金につきましては、妻についての年齢制限及び若年停止を撤廃し、さらに年金額については月額五千円の最低保障を設けたこととあります。

第五に、任意継続被保険者について、新たに被保険者期間中の事故に基づく障害年金、障害手当金及び遺族年金を支給することとしたこととあります。

第六に、年金額の調整についてであります。年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、すみやかに変動後の諸事情に應ずるための調整が加えられるべきものとしたこととあります。

第七に、標準報酬につきましては、最近の賃金水準の上昇等の実情に即し、現行の三千円から三万六千円までの二十等級を、七千円から六万円で二十等級に改めたこととあります。

第八に、保険料率の引き上げについてであります。今回の給付の大幅改善に伴い、保険料の負担につきましても、相応に増加すべきことはやむを得ないところでありますが、厚生年金保険におきましては、従来いわゆる修正積み立て方式のたてまえをとっており、五年ごとに再計算することとして暫定的な料率を採用しておりますが、今回もこの方式を踏襲いたし、急激な負担の増大を避けるため、とりあえず第一種被保険者、一般男子については、現行の千分の三十五を千分の五十八に、第二種被保険者、女子については、現行の千分の

三十を千分の四十四に、第三種被保険者、坑内夫については、現行の千分の四十二を千分の七十二に、第四種被保険者、任意継続被保険者については、現行の千分の三十五を千分の五十八にそれぞれ引き上げ、さらに、これらの料率については、将来にわたって段階的に引き上げていくこととしたのであります。

第九に、既裁定年金の引き上げについてあります。現に支給中の年金が、所得保障の趣旨から見て著しく低水準にあるところから、既裁定年金につきましても今回の改正方式を適用いたし、改正後の計算例によつてこれらの年金額を大幅に引き上げることとしております。

第十に、旧陸海軍工廠の工員などの旧令共済組合員であつた期間を厚生年金の被保険者期間に算入し、通算老齢年金に準じた特例老齢年金を支給することとしたこととあります。

第十一に、厚生年金の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分につきましては、民間職域において設立されたいわゆる企業年金で一定の要件を備えるものについては、申請により厚生年金基金を設けてその代行給付を行なう道を開いたこととあります。

厚生年金基金は、事業主及び被保険者で組織される特別法人とし、一定数の被保険者を使用する事業主がその被保険者の二分の一以上の同意を得て規約をつくり、厚生大臣の認可を受けて設立することとなりますが、その行なう事業は、厚生年金の給付のうち、老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分の代行として少なくともそれを上回る額の年金給付を行なうほか、任意給付として、死亡または脱退に關して一時金の支給を行なうことができるものとしております。

また、厚生年金基金は、信託会社または生命保険会社と給付の支給を目的として、信託または保険の契約を締結しなければならぬほか、その事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収することとしたのであります。

老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分相当額に要する費用の一五%、坑内夫たる加入員期間に対応する部分については、二〇%を負担することとしたのであります。

第十二に、厚生年金基金は、厚生年金基金の中途脱退者にかかる年金給付を共同して行なうため、厚生年金基金連合会を設立することができることとしたのであります。

最後に、実施の時期につきましては、諸般の準備等もあり、主たる部分については、昭和四十年五月一日からといたしております。以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(藤田藤太郎君) 次に、両衆議院送付案中、修正にかかるところにつき、修正案の提出者、衆議院社会労働委員長松澤雄蔵君から説明をそれぞれ聴取いたします。

○衆議院議員(松澤雄蔵君) まず、厚生年金法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

第一に、保険給付費に対する国庫負担率の引き上げについてであります。現行の国庫負担率は、一般男子及び女子一五%、坑内夫二〇%となつていますが、これをそれぞれ五%ずつ引き上げ、一般男子及び女子二〇%、坑内夫二五%としたこととあります。

第二に、保険料率の引き下げについてであります。国庫負担率の引き上げとの見合いにおいて改正法案における保険料率を引き下げることとし、第一種被保険者(一般男子)については千分の五十八を千分の五十五に、第二種被保険者(女子)については千分の四十四を千分の三十九に、第三種被保険者(坑内夫)については千分の七十二を千分の六十七に、第四種被保険者(任意継続被保険者)については千分の五十八を千分の五十五に改める等、それぞれ引き下げの措置を講ずることとしたこととあります。

第三に、年金額の調整に関する規定につきま

しては、「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない」と、その規定の強化をはかることとしたのであります。

第四に、女子に対する脱退手当金の特例支給についてであります。今回の改正法の公布の日から起算して六年以内に被保険者の資格を喪失した女子に対しては、従前の例により、脱退手当金を支給することとしたこととあります。

第五に、厚生年金基金の設立にあつた労働組合の同意についてであります。適用事業所の事業主が基金を設立しようとするときは、被保険者の二分の一以上の同意のほか、新たに当該事業所に使用される被保険者の三分の一以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意を得なければならぬこととしたのであります。

最後に、改正法は、原則として公布の日から施行し、昭和四十年五月一日から適用することとし、厚生年金及び厚生年金基金連合会に關する部分は、その施行を昭和四十年十一月一日からとしたこととあります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案の修正につきましては、厚生年金基金に關する部分を除き、国庫負担率の五%の引き上げ等、厚生年金に準ずるものでありますから、内容の説明を省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

最後に要請を申し上げますが、御承知のように、衆議院のほうにおきましても委員会には目下継続中でございますので、今後各委員の御質疑等に対しましては、私みずから出席を申し上げまして御答弁申し上げるのによぶさかではございませんが、いま申し上げましたような事情でございますので、衆議院の社会労働委員長指名の理事を代理に出席させていただきますので、あらかじめ御了解を得ておきたい、かように存じます。

○委員長(藤田藤太郎君) 本日は、両案に対する

提案理由の説明、及び、衆議院の修正部分の説明の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(藤田藤太郎君) 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(衆議院議員八木一男君外三名提出、衆議院第二六号)を議題といたします。

まず、発議者、衆議院議員八木一男君から、本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(八木一男君) 私は、ただいま議題と相なりました日本社会党提出の厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の大綱につき御説明申し上げます。

社会保障制度の発展、確立は近代国家の趨勢であり、その要件であります。わが国は、その経済力に關しては世界有数の域まで達しておりながら、社会保障制度に關してはその制度に欠陥が多く、その内容が不十分であり、總体的に見てきわめて不完全なものであることは遺憾であり、憲法第二十五条第二項の義務を全うしてない歴代の保守政権の責任はきびしく追及されなければならぬと信じます。ことにその傾向は所得保障制度、なかんずく老齢を主軸とする年金制度に濃厚であり、その中核であるべき厚生年金制度は全く不完全なものであります。その欠点は数多くありますが、そのうち重要な諸点をあげて見ますと、

第一に、年金額がきわめて貧弱で、現在支給されている年金額の平均は現在の低水準の生活保護の一級地の一人当たり平均額より下まわる状態であり、所得保障としての機能をほとんど果たし得ないことであり、

第二に、国庫負担がきわめて少なくその他の部分は積み立て金方式をたてまえとし、かつ、労使折半負担であるため、給付の低額であるのかかわらず、労働者負担が過重になっていることとあります。

第三に、スライド制が確立していないため、物価変動により、この制度を通じて実際上の取巻が行なわれていることであり、

第四に、五人未満事業所の労働者や日雇い労働者が適用されておらず、最も所得保障の必要度の多い人たちが労働者でありながらきわめて低水準の国民年金制度の中に放置されていることとあり、

第五に、その積み立て金の管理運用について労働者が関与できず、労働者の福祉のために運用されている部分は九牛の一毛にしかならないこととあります。

このような諸欠点をなくし、本制度を真の所得保障制度とするよう改正することの緊要なことにかんがみ、わが党は本改正案を提出いたしました次第であります。

まず第一に、年金額については、今日までの急速な経済成長、生活水準向上、物価上昇の実態に則し、人口老齢化の趨勢を体して、労働者の老後の健康で文化的な生活を保障するに足る老齢年金として平均月額(平均標準報酬二千五百円被保険者期間二十年の場合)一万六千円(同じく四十年の場合月額三万二千円)年金の実現をいたそうとするものであります。

第二に、国庫負担率を二倍に引き上げ(第一種被保険者の場合現行一割五分を三割に)さらに積み立て金方式を修正し、賦課方式をさらに多く取り入れることにより、給付額の増大に対する保険料引き上げを最小限度にとどめ、さらに現行の保険料の労使折半負担を改め、使用主七割、労働者三割とすることによって低賃金と物価高に悩む労働者の保険料を引き上げることなしにこの年金額引き上げを実行しようとするものであります。

第三に、スライド規定を物価並に消費支出水準の両面につき明確に規定し、物価変動による労働者の実質上の損失をなくし、かつ、生産力増大による国民的配分増加を高齢者を中心とする年金受給者に及ぼそうとするものであります。

第四に、五人未満事業所について直ちに強制適用とし、日雇い労働者の厚生年金制度適用についてはすみやかに検討、別に法律の定めるところにより実施されるべきものとしようとするものであります。

さらに、積み立て金については、わが党は、本来労働者のものであるとの見解に立ち、その管理の方法を変え、その運用については労働者代表を過半数の委員とし、残りを学識経験者と関係官庁代表者をもって構成された強力な権能を持つ審議会において方向を決定し、主として労働者の福祉のために活用せられるべきものであるとの見地に立っているものでありまして、右に關しては別の法律案を提出いたすことを考えておりますこと

を明らかにいたしておきたいと存じます。

以下、さらに具体的に本法案のおもな内容について、すでに本国会に提出をしております内閣提出の同名の法案と対比しつつ御説明申し上げます。

第一に、基本年金額の引き上げについてであります。まず、定額部分につきましては、現行月額二千円を八千円(政府案では五千円)に引き上げ、さらに被保険者期間二十年以降は一年につき四百円(政府案は二百五十円加算は三十年まで)を加算することとし、これによって三十年では月額一万二千円(政府案七千五百円)四十年では月額一万六千円(政府案三千年と同じく七千五百円)となるようにいたしております。

また、報酬比例部分については、現行の平均標準報酬月額に被保険者期間一月当たり乗する率千分の六を千分の十六(政府案千分の十)に引き上げることとしたしております。

第二に、老齢年金の支給につきまして、受給期間を満たしているもので受給年齢(第一種第四種六十歳、第二種第三種五十五歳)に達したものに被保険者であつても老齢年金を支給することとしたしております。政府案では、六十五歳以後老齢年金額の八割を支給しようとするものであり、在職中年年金支給に關しても、本案のほうが完全になつております。

第三に、繰り上げ減額年金制度並びに繰り下げ増額年金制度については、すみやかに検討された

上、別に法律の定めるところにより実施されるべきものとしたしております。政府案においては、前者につき同様の内容がございしますが、後者についてはございせん。

第四に、障害年金及び障害手当金の額の引き上げについてであります。一級障害年金につきましては、現行の基本年金額に月額千円を加算する方式を改め、基本年金額の百分の百二十五相当額に引き上げ、三級障害年金につきましては、現行の基本年金額の百分の七十を百分の七十五に引き上げるほか、さらに月額八千円(政府案では五千円)の最低保障を設けることとし、また、障害手当金につきましては、現行の基本年金額の百分の百四十を百分の百五十に引き上げることとしたしております。

第五に、遺族年金につきましては、妻についての年齢制限及び若年停止を撤廃し、さらに年金額については月額八千円(政府案では五千円)の最低保障を設けたこととあります。

第六に、任意継続被保険者について、新たに被保険者期間中の事故に基づく障害年金、障害手当金及び遺族年金を支給することとしたこととあります。

第七に、スライド制に關してであります。年金額については、総理府統計局において作成する毎年の家計調査年報における消費支出の総額の年平均または総理府統計局において作成する毎年の消費者物価指数の年平均が年金額が定められた年の前々年に比して一割以上の変動があつた場合は遅滞なく改定されなければならないこととしたてあります。政府案はわが党案の年金額の改定という明確な表題に對して、年金額の調整という字句を用い、かつ、内容に關してはわが党案のごとく、放置怠慢が絶対に許されない明確な表現とは異なり、行政解釈によつてスライドの実施が放置される危険性を多分に含んだものであります。

第八に、標準報酬につきましては、最近の賃金水準の実情に則し、現行の三千円から三万六千円までの二十等級を七千円から十萬円(政府案六万

円)までの三十二等級(政府案二十三等級)に改めたことである。

第九に、国庫負担率の改定であります。現行法第八十条第一項に規定されている保険給付に対する国庫負担率をおのおの倍にしようとするものでありまして、一例をあげれば、その第二号に規定される最も一般の場合の国庫負担率が一五%でありますのを三〇%にしようとするものであります。政府案においてはこの国庫負担率を含んでおらないわけでありまして。

第十に、保険料率についてであります。本案の給付の大幅改善は、国庫負担の大幅増額を同時に行うものであります。それとともに、従来の修正積み立て方式に対し、大幅に賦課方式を取り入れ、保険料の引き上げは最少限度にいたしたいと考え、第一種被保険者(一般男子)については現行の千分の三十五を千分の五十八に、第二種被保険者(女子)については現行の千分の三十を千分の四十四に、第三種被保険者(坑内夫)については現行の千分の四十二を七十二に、第四種被保険者(任意継続被保険者)については現行の千分の三十五を千分の五十八にそれぞれ引き上げることになります。保険料の労使負担割合について現行使用主五割、労働者五割でありますのを、使用主七割、労働者三割と改めますので、労働者の保険料は現行とほとんど同じ割合に相なるわけであり、たとえば第一種被保険者の場合、現行法では労働者の保険料が千分の三十五の五割、すなわち、千分の一七・五であるのに対し、本案では千分の五十八の三割、すなわち、千分の一七・四に相なります。

さらに、五人未満の被保険者を使用する事業主については、その保険料負担分の七分の二を免除することとしております。政府案においては、給付金額増額が本案よりはるかに少ないわけであり、また、国庫負担増率並びに賦課方式大幅導入に踏み切っておられないため、本案と同率の保険料引き上げの内容であり、労使の保険料負担区分変更をいたしておられないため、低賃金、高物価に悩

む労働者に約七割増の保険料値上げをすることに相なるわけであり、さらに五年ごとに料率の引き上げを予定いたしておられるわけでありまして。

第十一に、既裁定年金の引き上げについてであります。現に支給中の年金が所得保障の趣旨からみて著しく低水準にあるところから、既裁定年金につきまして今回改訂方式を適用いたし、改正後の計算例によつてこれらの年金額を大幅に引き上げることとしております。

第十二に、旧陸海軍工廠の工員などの旧令共済組合員であつた期間を厚生年金の被保険者期間に算入し、通算老齢年金に準じた特例老齢年金を支給することとしたこととあります。

以上で本案の内容の主要な項目の御説明を終わるわけですが、対比して御説明をいたしました政府案には、いわゆる調整年金制度の諸規定がございまして、本案にはございせんことを明確にいたしておきます。

政府案にございまして民間企業年金との調整制度は、所得保障制度の根幹をなすべき厚生年金保険の半分に当たる標準報酬比例部分を民間の管理に移し、所得保障の将来を大きく誤るものであります。この制度の実現によつて将来莫大な金額に達する厚生年金保険積み立て金の約半額が信託会社または生命保険会社を通じて事業主資本家の事業資金として利用されることになり、この制度がなければ、政府が運用すべき莫大な資金がなくなることになり、さらにわが党が前から主張いたしておりました本来労働者のものであるべき莫大な資金が資本家の実業上の支配下に持ち去られることになり、全く不当なことであると考えられるのであります。この調整制度を実現いたしますと、事業主は事業資金借り受けの利益を得るため企業年金の創設に異常な関心を示すことになり、その結果、現在労働者の具体的に必要としている退職一時金制度が圧迫される結果を招来し、さらに全額使用主負担である退職一時金が労使負担をたてまゝとする企業年金に代替されることになつて、労働者の負担増加という結果を招来すること

が憂へられております。また、企業年金制度が労働者の権利を抑圧する労務管理の目的のため悪用されるおそれがあり、さらに年金給付の格差が増大し、年金保障拡大への意思が分断され、厚生年金全体の発展が阻害され、さらに将来の大きな課題である公的年金制度の一元化がますます困難になるわけでありまして。

わが党案がこの調整制度のような公的年金の方向を大きく誤るものを含みます。純粋に厚生年金制度のほんとうの所得保障への道を進めようとするものでありますことをぜひ御理解をいただき、熱心に御審議の上、衆議院より送付の上は、すみやかに満場一致御可決くださることをお願いを申し上げます。

○委員長(藤田藤太郎君) 本日、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(藤田藤太郎君) 議案の撤回についておはかりいたします。本委員会に付託されております優生保護法の一部を改正する法律案(参議院一〇号)について、発議者から撤回の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認めます。よつて本案は、撤回を許可することに決定いたしました。

○委員長(藤田藤太郎君) 社会保険制度に関する調査中、優生保護法の改正に関する件を議題といたします。

本件につきましては、丸茂君から委員長の手元に、優生保護法の一部を改正する法律案の草案が提出されておりますので、この際、まず、提案者から草案の趣旨について説明を聴取いたします。

○丸茂重君 たいま委員長から御報告のありました優生保護法の一部を改正する法律案の草案の趣旨について御説明申し上げます。

草案の趣旨は、すでに本委員会において御審議

願つておりました同名の法律案と全く同一のものでございまして、念のため、その内容を申し上げます。都道府県知事の指定を受けて、受胎調節の実地指導を行なう者が避妊薬等の販売ができることの間を、昭和四十年八月一日以降、さらに五カ年間延長しようとするものであります。

○委員長(藤田藤太郎君) 本草案に対し、御質疑、御意見等がございましたら御発言を願います。——特に御発言もなければ、本草案を優生保護法の一部を改正する法律案として、本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。暫時休憩いたします。再開は午後一時といたします。

午後零時十六分休憩

午後一時十九分開会

○委員長(藤田藤太郎君) たいまより再開いたします。

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案、及び、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

右三案に対し、これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○小柳勇君 まず、第一は、戦傷病者特別援護法の改正について質問いたします。

質問の第一は、終戦後すでに二十年であります、いまあらためて戦傷病者相談員を設置しなければならぬ理由をお聞きします。

○国務大臣(神田博君) たいま小柳委員のお尋

ねてございます、戦後二十年になったのに、いま相議員を設置するのはどうかということでございますが、これは御承知のように、なかなか地域が広がってございまして、いろいろ引き揚げてまいったこととございまして、引き揚げ者の処遇または帰還者、それから戦病者の処遇、いろいろ問題がやがはり錯綜してございまして、戦後二十年でございますが、どうしても相議員のような制度を立てまして、そしてきめのこまかい手を打たないと最後の総仕上げというものがむずかしいんじゃないか、いよいよ総仕上げに入らないうと、かようなことを考えておられますので、そこで、きめのこまかい手を打ちたいということで相議員を置くこと、こういうことを考えたわけでございまして。

○小柳勇君 現在把握されておられる戦病者の数、相議員四百六十人の人たちが相談にあずかるであろうと予想される戦病者の数はどのくらいなんですか。

○政府委員(鈴村信吾君) お尋ねの数でございますが、十八万二千五百六十三人というのが戦病者の総数であります。

○小柳勇君 現在まで相議員的な仕事はどこで世話してこられたんですか。

○政府委員(鈴村信吾君) 従来は、中央におきましては、全体的な問題としては厚生省の職員が御相談にあずかり、それから、やや地域的な問題としては現実に県の職員、さらに市町村の第一線の職員がそれぞれ御相談にあずかっておった、こういうことでございまして。

○小柳勇君 十八万二千五百の戦病者に対して四百六十名の相議員でどういふことをやるか想像してみますと、非常に遺憾な点が多いのではないかと思います、十八万二千五百の中で、ほんとうに身の上相談、就職相談、職業訓練など、実質的に活動しなけりやならぬものはどのくらいに考えておられますか。

○政府委員(鈴村信吾君) 戦病者全体の中で、現実には傷病恩給等を受けておられる人が約十四万でございます。したがって、主としてこういう

傷病恩給等の受給者が一番やはり相議員が親身になつて相談にあずかる対象になる方ではないかというふうに考えております。

○小柳勇君 いままで各民生委員などいろいろな世話になったのでしうが、何かおつとり刀で、木に竹をついたような印象です。しかも、月に五百円手当を出して四百六十人の人で相談にあずかつて戦病者のめんどうをみたいということのようですが、いままでの民生委員などは名譽職的なものがありまして、われわれは民生委員に対して非常に敬意を表しておりますが、どういふものを想像しておられますか、相議員になる人

○政府委員(鈴村信吾君) 法律案の第八条の二に書いてございまして、「戦病者の更生等の相談に応じ、及び戦病者の援護のために必要な指導を行なうこと、社会的信望があり、かつ、戦病者の援護に熱意と識見を持つてゐる者に委託することが出来る」、こうありまして、要するに、こういうような相談業務につきまして、一方において社会的信望があり、また、他方におきましてはもとより戦病者の援護に熱意と識見を持つておると、こういう方々をお願いしようということでありまして、いまおっしゃいました民生委員が広く一般の社会福祉関係のお仕事をやられるのに比べまして、これはこのよう特殊な業務のいわば民生委員の存在として戦病者のお世話をし

てあげる方と、こういうふうにごえておる次第でございます。具体的には各県の知事さんの推薦によりまして、ほんとうに適當な人をお願いしたいと、こういうふうにごえております。

○小柳勇君 戦病者の方は十八万人と厚生省で把握しておりますが、全国的な団体などの組織がありますか。

○政府委員(鈴村信吾君) 全国的な団体といたしまして、中央に日本傷痍軍人会というのがあります。現在でもこの傷痍軍人会の方々が現実には相当戦病者のお世話をしていたらいたるということとであります。そこで、厚生大臣が委託いたしま

す場合に、現実問題としては、かなり現在そういうお世話をしておられるような方がなられる場合が多いと思いますが、その他の方がなられる場合もあるだろうというふうにごえております。

○小柳勇君 組織がありますならば、そういう組織に対して直接指導するといふほうがよくはないか。相議員は四百六十人ですから、各県十人くらいですね。一県十人くらい相議員がばらばらに置かれても、もちろんこれは全国組織に連絡をとってやられることでしうが、金額を見ますと百五十八万六千円しか予算がついていない。要するに、参議院選挙前だから、何かこういふものををつくつてやるかというふうな、あまりほんとうの親身の血が通つていないというふうな気がするのですが、どうですか、厚生大臣。

○国務大臣(神田博君) そういう意図は持つておりません。御承知のように、十八万有余の戦病者の問題は最後の仕上げをしたい。最後の仕上げをするには、やはりいままでのやり方では欠けるところがあるのだ、先ほど申し上げましたように、きめのこまかいところを詰めていかなければならぬじゃないかと、こういうようなことでございまして。申しまして、また、そういう方に多額の金を差上げたからといっていい人が集まることも限りません。やはりほんとうに戦後のあと始末に何らかの形で協力していただけたというふうな、有為な、しかも、りっぱな方でないとお願ひしにくいわけでございます。そこで、いろいろ考へた結果、いま四百六十人でございますかの方々をひとつ委嘱したい。実際問題としては、そういう方を県からひとつ推薦していただいて、そしてきめてまいりたいと、こういうことでございまして、参議院選挙に間に合うようなことであつたら、おそろく去年あたりやつたのだろつと思つたが、そういう意図はなく、今年は二十周年を迎えておりました、なおかつ、手のつかないところがあるから総仕上げをしたいと、かようなことでございまして。非常に役所としては、私は、こまかいことまで氣を使った親切心ではなからうか、こう

いうふうにごえております。

○小柳勇君 次は、療養手当の問題ですが、療養手当を二千元から三千元に引き上げるというが、それに該当する人が、この資料によりまして三百七十三名の人が手当をもらつてゐる。増額の方で予算がわずかに四百四十七万六千円。療養手当の対象になる三百七十三名の人の生活実態は一体どんなものでしうか。具体的に一、二例をとつてお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴村信吾君) これは法律の規定がございまして、恩給等の給付を受けておる方にはいかなることになつておりますので、そういう恩給等の給付を受けない方で、一年以上の療養を続けられておられるということでございまして、ほんとうに比較的生活が苦しいと申しますか、援護の対象になるような方にいつてゐると、こういうことでございまして。

○小柳勇君 厚生大臣、全国でわずか三百七十三人の人が三千元の療養手当を受けるわけですが、恩給も受けない人、非常に生活が苦しいだらうし、療養しなければならぬということはいくつものことでありまして、わづか三千元くらいのことでは療養手当とも言へまじやうかね。全国的な手当で予算がわずかに四百四十七万円、いい自動車一台分です。そんなことで療養手当を増額しますなんて、法律改正と言へまじやうかね。どうでしう。

○国務大臣(神田博君) いまの小柳委員のお尋ねは、これはいまの物価に考えますとそういう私は御配慮も意見としておありになることは當然だと思ひます。ただ、私どももいたしましては、従来二千元であつたものを、この際、五割といひますか、千円ふやして三千元にして、そしてとにかくあたたかい気持ちであらわしたい。これはよくいふにこしたことはないのございまして、いろいろ折衝の過程におきまして、また、他の振り合い等の関係もございましてその程度にとどまつたわけでございます。これですつと縛るという意味ではなく、また、そのつど必要に応じて考えて

てまいりたい、かようなことでございます。

○小柳勇君 私は、戦争のための戦傷だからという事でございまして、戦傷病者特別援護法という法律があつて、それで全国でわずか三百七十三人の人が戦傷のために現在なお療養中である、そういう気の毒な方に對して三千円の療養手当ではあまり少な過ぎはしないか、せめて人間が最低生活をするくらいのがめんどうをみて、その上でちゃんと療養していただくというのがほんとうの特別援護法の趣旨ではないかと思ふんですが、どうなんですか。

○国務大臣(神田博君) そのお考えは私も同感でございます、そういう考えでやつたわけですが、御承知のように、療養費は別にこれは出るわけでございます。療養費以外の日常の小づかいと申しましようか、身の回り品と申しましようか、そういうのが二千円出ていたのを、それを五割上げた。五割上げたということは、はなはだいまお話のとおり、私も満足ではございせんが、そういう性質なものでございせんから、たくさんあげるわけにいかんかった、こういうことになるうかと思ひます。

○小柳勇君 他の問題の関連がありますから、この問題はあとにして、先に進みますが、次は国鉄バス——国鉄無賃乗車証の発行範囲拡大が、四千八百八十八名に對して範囲拡大になりましたが、運輸省の国有鉄道部長に質問しますが、現在、戦傷病者で国鉄の無賃バスを持つて旅行しておられる方はどのくらいあるのでしょうか。

○政府委員(深草克巳君) お尋ねの資格者でございしますが、十三万六千六百四十三名でございします。

○小柳勇君 これらの人については、厚生省から若干の金を国鉄に納付するわけなんですかね。どうなつていますか。

○政府委員(深草克巳君) 現在のたてまえは国が負担ということになっておりまして、国鉄に交付いたしますのは、運輸省の予算から交付しております。

○小柳勇君 戦傷病者に対して無賃バスを出されることについては反対はいたしません。それで、ここに四千八百八十八名という、そういうそのバスの使用者の拡大があるということですが、その理由を聞いておきましよう、ひとつ厚生省に。

○政府委員(鈴木信吾君) 御承知のように、従来は恩給法による給付を受けておる方にしか対象はなかつたわけでございます、援護法による障害年金等を受けておる方には無賃バスの恩恵等が与えられていなかったわけでございますが、今回そういう恩給法以外の援護法等による給付の適用者にも無賃バスを拡大しようということで、その対象が四千八百八十八名、こういうことでございします。

○小柳勇君 列車などで戦傷病者の方々が楽器などを持つて車内を回られて、非常に注意されておつたというふうな事象もありますが、まあ最近ではほとんど見当たりません。そういう問題についても、範囲拡大のときに特に厚生省から御注意などあつてしかるべきだと思ふが、その点のお考えはいかがですか。

○政府委員(鈴木信吾君) 実は、そういう白衣の募金等の問題につきましては、昨年の秋にも国鉄当局とも御相談いたしました、なるべくそういう行為がなくなるようにということで、関係の傷病軍人団体等ともいろいろ御相談いたしました、若干の運動を展開したわけでありまして、で、かなり減つてきておるようでありまして、中には、いわゆるにせの白衣と申しますか、傷病軍人でない方でやつておる方もあつたようでございますが、最近いづれにしても減つてきておるようによつておつた。で、もちろん今後ともそういういふおつしやるようなPRの運動と申しますか、趣旨の徹底につきましては、関係の団体とも十分連絡いたしまして、趣旨の普及につとめてまいりたいというふうな考えでおります。

○小柳勇君 いま国鉄のほうでは、できるだけバスの発行を少なくしようと努力しておるようでありまして、目に余るような、バスを持つていたるために汽車の中で自由に商業的な行為をやられるとお客のひんしゅくを買いますので、特別援護法の趣旨にも反すると思ひますので、特にこの点は御注意願ひたいと思ひます。

第二の法律は、戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給するという新しい法律です。これも思ひまするのに、戦後二十年で、厚生大臣は二十周年記念でありますからとおっしゃいますけれども、二十年のいま、新たにこの特別弔慰金支給の法律をつくられるその意図並びにこの特別弔慰金の性格についてお考えをお述べ願ひます。

○国務大臣(神田博君) 特別弔慰金の性格の問題でございますが、これは去る大戦におきまして公務のため国に殉ぜられた戦没者の方々に思いをいたしまして、この時点において弔慰の意をあらわしたい、こういうことでございします。そこで、一体どの程度がそれならばいいのか、一万円がいいのか三万円がいいのか、五万円がいいのか十万円がいいのか、いろいろ議論がございしました。議論がございしましたが、財政上の都合もございしますから、いろいろ勘案いたしまして三万円ということ、こういうふうなことにきまつたわけでございます。

○小柳勇君 戦没者の遺族に特別弔慰金を支給することについては、われわれも心から賛成をいたします。しかも、この恩給、年金などをいま受けておられぬ方に対する弔慰だと、ところが、三万円を十年に分けて三万円ずつやつて、しかも、これは国債で無利子、まことにどうもお粗末というか何というか、あまりにもごまかしではないか。いままで二十年間はつたらかしておいて、これから年に三万円ずつ上げます、それを特別弔慰金ということはあまりにもどうも愚弄しておらぬかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(神田博君) まあ金額の大小ということから考えますと、いろいろこれは議論が私はあると思ひます。先はともお答え申し上げましたように、一体幾らがいいのかというところは、なかなかこれは私には人によつて考えを異にいたしましたし、また、見る人によつて思ひが違ひますから、

いろいろな議論があると思ひますが、私も、私どももいたしましていろいろ財政折衝をいたしました結果、まあ三万円というところに落ちついたわけでございます。しかも、国債で個人に交付するわけでございますから、これは利子をつけてやるのが普通のたてまえでございます。それも利子をつけないのはおかしいじゃないか。十年間の年賦でちやうど差し上げるような形になります。そういう御非難も実は検討したわけでございますが、まあいままで手が届かなかつた。しかし、まあ戦後二十年を記念して、ひとつささやかではありますけれども、やはりこれをやるということも相当な英断がなくてはできなかったわけでございます。

それから、また、この種の問題といたしまして、先般国会を通過いたしました戦没者等の妻に對する特別給付金の関係がございまして、これが無利子というふうな前例もございしたので、今回もその例に従ひまして、そして額面金額を三万円、十年年の無利子、こういうことにいたしましたわけでございます。弔慰金の使途は、一ぺんに三万円を使つていただくよりも、十年間あたたかき気持ちでその金を安らかにしていただくというふうな気持ちでいろいろ考へていった結果こういうことになつたわけでございます。

○小柳勇君 対象として考へておられる遺族は何かぐらゐなんでしょうか。

○政府委員(鈴木信吾君) 約四十一万人というふうな把握しております。

○小柳勇君 これの予算は幾らですかね、今度計上されてる予算は。

○政府委員(鈴木信吾君) 公債の額は全部で百二十三億円になるわけでございます。

○小柳勇君 いま特別弔慰金支給法案が決定されようといつたしておりますが、金額は少ないけれども、きめこまかい国の援助だとおつしやいます。そこまではわれわれも反対ではありせんが、ごまかしだという印象は払拭できませんから、もう少し別の角度から、次の法律にも関連してまいりますけれども、社会保障的な——国家補

償か社会保障かという問題があります。別の角度からそれらの人たちの生活を保障するのだ、たとえば年に三千万円やっておるじゃありませんか、三千万円の国債やっただけじゃありませんかという事で申すの気持ちが消えるということについて非常に憂えるわけでございます。それがありませんように、また、これで済んだということになりませんように期待いたしまして、第三の法律の質問をいたします。

第三の法律は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正であります。この改正する法律の精神、性格ですね、そういうものについて御説明願います。

○国務大臣(神田博君) 遺族援護法の性格いかんという事でございしますが、この戦傷病者戦没者遺族等援護法の第一条には「国家補償の精神に基き、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする」と法律の目的が定めてありまして、これを基本理念といたします。国家補償であると考えられるわけでありまして、しかし、これは国家補償だけで行なうというだけではなく、「国家補償の精神に基き」として「援護する」というきめておるところから見ますと、その意味は、やはり社会保障的な色彩が加味されておることは否定できない、すなわち、国家補償のたてまえのみに立脚して恩給法の対象になり得ない範囲の傷病あるいは遺族、たとえば内職の妻、別戸籍の父母等を遺族援護法の対象にしていることによつてもその趣旨がうかがえるのではないかと、こういうふうに考えております。

○小柳勇君 私が性格論を言つておりますのは、いまから二十何年前の軍人軍属及び準軍属などという、身分の相違によつて、一方は遺族年金になり、一方は遺族給与金になる。しかも、遺族給与金に至つては半分である、そういうような、かつて軍国主義日本の時代の軍人軍属及び徴用工など、いわゆる準軍属というように、終戦後すでに二十年たちました現在、なお身分によつて遺族年金、遺族給与金の金額が、しかも、二分

の、一だ、こういうふうなことは、いま大臣がおっしゃつた遺族援護の精神に反するのではないかと、そう私は考えるのですが、いかがですか。

○国務大臣(神田博君) これは小柳さんが自分のお考えを述べられたわけですが、そういう考えをお持ちになることも私にはよくわかりません。しかし、この立法当時のいきさつを考えましても、あの戦争のいきさつ、また、戦中における軍人軍属その他の身分等を考えますと、やはり十ば一束と申しましようか、すべてを一本でやるという事には踏み切れなかつたというところの差が出ておつたわけでございます。その差が、いま二十年たつておりますが、やはりついておるといふことはそれぞれの理由がありまして、そのことを順奉してまいつておる、こういうことじやなからうかと考えております。

○小柳勇君 その過去はいいんですが、こういう法改正のときにその思想というものを漸次払拭して変えていくことが新しい時代に沿う厚生行政ではないかと思つておるわけですが、二十年前の厚生大臣ならそれでもよかつたかも知れません。軍人と軍属及び準軍属というものが身分によつてちゃんと分かれていた、そのときはそれであつたやうなものであつたわけでしょう。ところが、それから二十年たつた現在、二十年前のその身分でいまなお遺族年金は七万一千円が九万二千円になる。遺族給与金は三万五千五百円が四万六千円になる。法案は、いずれにしろ改正前は半分、改正後も半分です。こういう考え方が自分自身が間違つていませんか、時代錯誤ではございませんか、私はこう言つておるんです、いかがでしょう。

○政府委員(鈴木信吾君) ただいまの御発言の点でございしますが、われわれも、なるほど法律のたてまえは大臣がいま申し上げましたようなことでできておるわけでございますが、やはり準軍属についてさらには援護内容を改善して、なるべく軍人軍属の線に近づけるということが適當であらうという事で、その努力をいたしておるものであります。遺族年金、財政上の制約等もありまして、十分まだ目的を達しないわけでありまして、将来できるだけいまおっしゃるような趣旨に沿ひまして、準軍属の援護の内容も逐次改善してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○小柳勇君 遺族年金を適用される人の数と遺族給与金を適用される人の数、概数でいいから御説明願ひます。

○政府委員(鈴木信吾君) いまお尋ねの数でございますが、遺族年金は十九万四千八百四十二人、それから、遺族給与金は三万五千五百四十七人という数になつております。

○小柳勇君 これは悪い考えですけれども、数がうんと少ないから、六分の一くらいしかないから二分の一でもうしろしやうがないわい、こういうふうにとれるわけですね。いま政府も自民党も、非常に圧力団体に弱いものですから、圧力団体が強いとすると金額を上げてやるんだけれども、数が少ないとながらうにしろする、傾向がなきにしろあらずとされるわけですが、私が聞きますと、遺族給与金の方々は五割ですが、せめて六割にしてくれと言ふ。私はそれすら反対です。やるなら一緒ですよ、遺族年金と遺族給与金とを違ひますか。徴用工で南方に行つた、片一方は準軍属、片一方は軍人軍属、軍人と軍属は一緒だ、準軍属だけは二分の一という事は、これはちよつといまの時代では通りませんよ。私はすぐ改正してもらいたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(神田博君) いまの遺族年金、また、遺族給与金の差をそのまま維持していくのは、どうもあまりにも身分に拘泥していかぬかということ、また、圧力団体の強弱によつてこういうことになつてゐるんじゃないかという御質問でございますが、決して圧力団体の強弱によつてやつたわけではございません。私も率直に考えますれば、いまお話を聞かれましたように、ございまして、ことに年数もたつておりますから、そういう線で考えていくという基本的なことに

は変わりないのでございしますが、今後また三十五年、五十年というふうなときにひとつ十分検討いたしたいと思ひますが、先般の際にはいろいろな事情がございまして、いかなかつたことをまことに遺憾に思つております。

○小柳勇君 この問題は次の早い機会に検討していただくことにしまして、年齢で差をつけるのはなぜですか。七十歳以上は幾ら、六十五歳以上は幾ら、六十歳以上は幾らと、年齢で差をつけるといふことは私は解せないのですがね。いまたとえば七十歳以上の方は早く死ぬとか、あるいは六十歳以上の人が早く死ぬという、そういう簡単な定義づけはいかぬと思ひますが、これはどういう理由でしようか。

○政府委員(鈴木信吾君) 金額は九万二千円に一律に上げるわけでございますが、ただ、実際の実施時期を若干ずらしていくという事でございします。たとえば七十歳以上の人は直ちに金額引き上げられるけれども、年齢の若い方は若干段階をつけて引き上げる、こういうふうなふうになつておるわけでございます。ただ、その際に、六十五歳未満の方でありますとも、妻とか子供とか、あるいは不具廃疾の父母等につきましては、さらに一般の年齢の方よりも考慮するというようなことを考えております。結局、社会保障的な見地から見まして最も緊急を要するといふような見地から実施の段階を区別しておる、こういうことでございします。これは財政上の制約等もございまして、やむを得ない措置だと思ひますが、比較的年齢の高い方はやはり援護の程度も早くしてあげることが社会保障の精神にも沿うんじゃないかというふうに考えておる次第でございます。

○小柳勇君 社会保障ならば社会保障にがらつと合はなければならぬが、はつきり社会保障の精神になつてゐないのですから問題なんです。そこで、金額の問題はいろいろありますが、財政上の問題ですね、何億かを節約しようとする国のみみっちい考えがここにあらわれておると思ひわけですよ。こういうものこそ——それは一体何

億でしようかね、適用しましたら全部で何億かかるのですか。

○政府委員(鈴木信吾君) 本年度の今度の改正に伴います増が四億八千万円になっておりますが、これを平年度全額適用になりますと、約三十億かかります。

○小柳勇君 六十歳から差をつけないと幾ら差がつくのですか、全部一律にしましたら。

○政府委員(鈴木信吾君) 今度のいわゆるベースアップによります必要経費であります、この政府案でまいりますと今年度四億八千万円要するわけでございますが、これを一挙に差をつけないでやつたとすれば、平年度三十億というふうに考えております。

○小柳勇君 いやいや、平年度でなくて、いま四億八千万円に対する差をつけない金額は幾らになりますか。

○政府委員(鈴木信吾君) 直ちにやつたといいたしますと、三十億かかります。

○小柳勇君 三十億ですか。そうすると、差が二十六億円ということですね。二十六億円といいますが、飛行機にしますと五台くらいです。それから、飛行機五台分です。そういうものをちゃんと例をとって話しますと数字がよくわかると思うのです。こういう点も不満であります。次は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正ですが、現在六十一人と聞いておるのですが、未帰還者の留守家族というのは何名あるのでしょうか。

○政府委員(鈴木信吾君) いまお話し留守家族手当を受けておる者が六十一名という数字でございますが、ただ、いわゆる未帰還者と申しますのは六千人余りあるわけでありまして、この未帰還者留守家族等援護法によります手当を受けるのに、年齢上の制限、生計上の制限、いろいろございまして、手当を受けておるのは六十名程度でございますが、未帰還者としてはまだ六千人以上ある、こういうことでございます。

○小柳勇君 その未帰還者の六千名の調査、現在

なお調査しておられると思うが、調査の実態、先般、藤山代議士がソ連に行かれて、フルシチヨフ氏ともいろいろ話しておられたようですが、各国の各地区における未帰還者の現在の実態についての詳しい調査はできておるのですか。

○国務大臣(神田博君) 昭和三十九年十二月一日現在、政府が氏名を把握しておる未帰還者は六千六百七十七人となっております。その大部分は中共地域関係でありまして、これら未帰還者のうち、生存していると推定される者はそのうちの約半分、こう考えております。それから、残るその半分は、その大部分がすでに死亡しているのじゃないかという推定でございます。

次に、未帰還者の調査究明についてでございますが、これは国内的には帰還者等の情報提供に基づき、未帰還者の消息をその行動経過に従い追求し、収集し得た諸般の資料を総合しまして、その未帰還者に関する最終的な状況を明らかにするという方法をとっております。そこで、このため、政府は、状況の不明な未帰還者各人について、昭和二十年八月九日以降の足どりを検討し、これと同一の行動をとったと思われるなるべく多くの帰還者から、未帰還者の消息資料の入手につとめており、その資料入手の方法は、通信により照会すること、帰還者を厚生省または都道府県に招致すること、厚生省または都道府県の職員をもってその帰還者のもとに派遣すること等によって調査いたします。

また、対外的には次のような手段を講じております。まず、ソ連政府に対しては、三十年、ロンドンにおきましての日ソ交渉開始以来、しばしば未帰還者の消息調査及びソ連地域内における死亡した者の墓地の状況等の通報方を申し入れており、これに対しては九百八名の死亡者と十九万所の墓地の状況、埋葬者三千三百二十九人の通報がありました。さらに、三十九年十月には、未帰還問題の協議会の会長藤山愛一郎氏が訪ソした機会に、約三千人の未帰還者名簿(戦時死亡宣告のあった者を含む)、これをやりましてソ連政府に

手渡したわけでありまして。消息調査を要求しましたところ、調査の上、四十年十月ごろまでに回答する、こういう約束でございます。ことしの十月ごろまでには御返事をいただけると思ひます。それから、次に、中共政府でございますが、これはもっぱら民間団体、それから赤十字ルートによつて未帰還者の安否照会を行なっております。これらの照会に対しては、約七百人の消息について中国紅十字会から回答がありました。

次に、北朝鮮関係については、三十五年二月以来、二回にわたりました、日本赤十字社を通じて、合計千十一人の名簿を北朝鮮赤十字会へ送付しまして、安否調査を依頼し、その後たびたび回答方を督促しておりますが、今日まで何らの回答に接してありません。

以上が今日まで政府が調査究明についてとつてきた措置でありまして、すでに戦後二十年を経過した、未帰還者問題の早期解決を願ひおりから、国内外にわたる調査を一層強力に推進し、この問題を解決していきたいと、かように考えております。

○委員長(藤田藤太郎君) 委員の異動についてお知らせいたします。

本日、久保等君が委員を辞任され、その補欠として鈴木強君が選任されました。また、館哲二君、山本杉君が委員を辞任され、その補欠として近藤鶴代君、村山道雄君が選任されました。

○委員長(藤田藤太郎君) 小柳君。

○小柳勇君 時間がありませんから、これで質問を終わりますが、最後に私の意見を申し述べて質問を終わりたいと思ひますけれども、先般の本会議で、紀元節法案が出たときに、わが党の小林委員がいろいろ代表質問をいたしました。それと若干関連いたしますが、私も、この原則論ですか、皆さん御承知のとおりですけれども、愛国心を横糸にして、それから軍国主義を縦糸にして各々の帝国主義というものがだんだん成長していく

んだと、それが戦争への国の政策を迫り込むのだというのをわれわれは言つてきています。いまこの法律をわれわれが論議いたしまして、ここにこの法律案が成立するでしょうが、二十年前の戦争のあと始末ですね、そのあと始末をいまいやるとき、いまだですね、この愛国心の鼓動、それから、この軍国主義的なそういう思想、そういうものが戦争を何でもないような方向に持っていくはせぬか、何でもないうような考えを持てはせぬかと、これは日本がすぐ帝国主義政策をとつて東南アジアに向けて侵略政策をやるなんというところは言いませんけれども、そういうものを感ぜ、かつ、それが非常に最悪の情勢として、もし参議院選挙の選挙対策などに考えられるなら、私はこれは非常に遺憾だと言わざるを得ません。この法律自体については、われわれはまだこれは国としては十分だと思ひます。したがって、結論的に言いますならば、こういう部分的な戦争処理の手直しではなく、ちゃんと社会保障制度の拡充によつて、戦争犠牲者を国が社会保障制度の中でめんとをみてまいるのだと、国家補償で部分的な補償は私にはもうやるべきで、これはいま過渡期ですが私にしかたないでしょうが、近い将来に社会保障制度の中で完全にそういう戦争犠牲者が救われるように、国内における戦争犠牲者もたくさんありますから、いま農地報償法案などを通して時代逆行のそういう政策をやらぬで、農地を没収され、あるいは売り払つてみじめな人があつたら、それは社会保障でめんどろをみるべきであつて、時代逆行の農地報償をやるなんというのはとんでもない。それに類似したような思想でもしこの法律改正をやるなら、私は反対せざるを得ない。しかし、いまの大臣、政府の答弁によつて、そうではない、ということをおぼろげに理解いたしました。賛成いたしますが、そういうことを私はちゃんと議事録にとどめておいて質問を終わりたいと思ひます。

○鈴木強君 ちょっと関連して。ただいま未帰還者が六千六百七十七名おられるという大臣のお話

ですが、もう戦争が終わって二十年間たっており
ます今日、自分の肉親を失った家族の人たちはど
んな気持ちだろうと私は思います。私も四年はか
り戦争にいらしてききましたが、生き長らえてきた一
人ですが、そういうなくなれた人たちの最終的
な姿を私は見ているだけに、何かしら心の中に六
千六百七十七名まだ帰っておいぬのか、一体政府
は何をしているのだという気持ちがあわてきたの
です。まあ推定のお話ですからよくわかりません
が、そのうち半分は生存、半分は死亡というよう
なところまでつかんでいるわけですね。ですが
から、私は、もう一步厚生省当局はこの未帰還者の
問題について力を入れてもらいたいと思うのです
よ。そして二十年もの長き間どうなったのかわ
からない人、死んだのか生きてるのか、それす
らもわからない気持ちでおられるような遺族の人
たちのことを思うにつけて、私は、もう一步厚生
省は積極的に力を入れていただきたいと思うので
す。相手のあることですから、調査も、まあお話
のように、北朝鮮などは全然返事も無いとい
う、そういう不誠意な態度を示しているのですか
ら、相手のあることですからむずかしいことだと
思います。しかし、先般の南方群島の遺骨収集など
を見ましても、現地を視察した人の別話による
と、せつなく行ったその遺骨収集団がその地へ行
けなかった。そしてまだ風雪にさらされて、とう
とい命を失った人たちの遺骨がごろごろしている
というお話を聞きまして、私はまことに憤激をし
たのです。幾ら金がかかりますか。滞在日程がど
うとかこうとかいうことは、これは理屈にならぬ
と思います。もしやるなら、もっと徹底的に遺
骨の収集もやってもらいたいと思うのですよ。そ
ういうふうな一連の戦争処理の問題について一生
懸命やっておると思いますけれども、まだ足りな
さを感じましたのですから、私は、この際、ひ
とつ大臣に決意を促して、もっと積極的にこの未
帰還者の帰還問題については誠意を持ってやっ
てもらいたい、これを要望し、大臣の決意を期待し
ます。

述べになりましたことは、もうまことに同感でござ
います。私もその趣旨で督促して調査を進め
ておる次第でございます。まだ三千数百人の人が
大体これは消息をつかんだままでございまして、
そのままだらばおるといふことは実に遺憾でござ
いまして、特に本年度は、先ほど来からもお答
え申し上げておるとおり、戦後二十周年にもなっ
ておりますので、ことしはなお一そう未帰還者の
調査、それから、また、帰還促進を徹底的にひと
つ努力いたします。

なお、また、この遺骨の収集でございますが、
これもいろいろ計画を立てておりますが、なか
か相手国が入所をこぼれているところがございます
ので、それらの関係で手のとどかないものも残
ると思っております。きょうもブーゲンビルでござ
います。来年運輸省の船がまいることになる
ような相談をしております。これは六師團関係で
四万ぐらゐの遺骨があるのじゃないかといわれて
おります。十分ひとつ留意いたしまして、国民の
期待に沿いたい、かように考えております。

○委員長(藤田藤太郎君) 他に御発言がなければ、
質疑は尽きたものと認めて御異議ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議がないと認めま
す。

それでは、これより三案を一括して討論に入り
ます。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお
述べをお願いします。――別に御意見もないようござ
いせんか、討論はないものと認めて御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認め
ます。

それでは、これより採決に入ります。

まず、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法
律案(閣法第六六号)を問題に供します。本案に対
し、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田藤太郎君) 全会一致と認めます。
よって本案は、全会一致をもって衆議院送付案と
おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給
法案(閣法第六七号)を問題に供します。本案に対
し、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田藤太郎君) 全会一致と認めます。
よって本案は、全会一致をもって衆議院送付案と
おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を
改正する法律案(閣法第六八号)を問題に供しま
す。本案に対し、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田藤太郎君) 全会一致と認めます。
よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出
すべき報告書の作成につきましては、右三案とも
委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ご
ざいせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

別に御発言もなければ、本日はこれにて散会い
たします。

午後二時七分散会

〔参照〕

本日の委員会において決定した本委員会提出の
法律案は左のとおり。

優生保護法の一部を改正する法律案
優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の
一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「昭和四十年七月三十一日」
を「昭和四十五年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、厚生年金保険法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は二月十二日)

一、船員保険法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は十二月二十一日)

厚生年金保険法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は二月十二日)

第二条の次に次の一条を加える。

(年金額の調整)

第二条の二 この法律による年金たる保険給付の
額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい
変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ず
るための調整が加えられるべきものとする。

第八十条第一項各号列記以外の部分中「保険給
付」の下に「(第四十六條第一項又は第四十六條の
七第一項の規定によりその額の一部につき支給を
停止されている老齢年金又は遺族老齢年金を除く。こ
れ)を加える。」を加える。

同項第二号及び第三号中「百分の十五」を「百分の二十」に改め
る。

第八十一条第五項を次のように改める。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保険者については、千分の五十八
(特例第一種被保険者にあつては、千分の三
十三)

二 第二種被保険者については、千分の四十四
(特例第二種被保険者にあつては、千分の三
十三)

三 第三種被保険者については、千分の七十二
(特例第三種被保険者にあつては、千分の三
十三)

四 第四種被保険者については、千分の五十八
第八章の次に次の一章を加える。

第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連
合会

第一節 厚生年金基金

第一款 通則

(基金の目的)

第六六条 厚生年金基金(以下「基金」という。)は、
加入員の老齢について給付を行ない、もつて加
入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目
的とする。

(組織)

第六七条 基金は、適用事業所の事業主及びその
適用事業所に使用される被保険者をもつて組織
する。

(法人格)

第六八条 基金は、法人とする。

2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地に
あるものとする。

(名称)

第六九条 基金は、その名称中に厚生年金基金と
いう文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、厚生年金基金という名称を
用いてはならない。

第二款 設立

(設立)

第七十条 一又は二以上の適用事業所について常
時政令で定める数以上の被保険者(第四種被保
険者を除く。)を使用する事業主は、当該一又は
二以上の適用事業所について、基金を設立する
ことができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して基金を設立
することができる。この場合において、被保険
者(第四種被保険者を除く。)の数は、合算して
常時前項の政令で定める数以上でなければなら
ない。

第七十一条 適用事業所の事業主は、基金の設立
しようとするときは、基金を設立しようとする

る適用事業所に使用される被保険者(第四種被
保険者を除く。以下次項において同じ)の二分の一以上の同意を得
て、規約をつくり、厚生大臣の認可を受けなけ
ればならない。

2 前項の場合において、適用事業所に使用される被保険者の三
分の一以上で組織する労働組合があるときは、事業主は、同項
の同意のほか、当該労働組合の同意を得なければならない。

3 二以上の適用事業所について基金を設立しよ
うとする場合においては、前二項の同意は、各
適用事業所について得なければならない。

第七十二条 第六条第二項の規定による認可の申
請と同時に基金の設立の認可の申請を行なう場
合にあつては、前二条中「適用事業所」とあるのは
「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」
とあるのは「被保険者となるべき者」とする。

(成立の時期)

第七十三条 基金は、設立の認可を受けた時に成
立する。

第七十四条 基金が成立したときは、理事長が選
任されるまでの間、基金の設立の認可の申請を
した適用事業所の事業主が、理事長の職務を行
なう。この場合において、当該適用事業所の事
業主は、この章の規定の適用については、理事
長とみなす。

第三款 管理

(規約)

第七十五条 基金は、規約をもつて次に掲げる事
項を定めなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 基金の設立に係る適用事業所の名称及び所
在地
- 四 代議員会に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 加入員に関する事項
- 七 標準給与に関する事項
- 八 年金たる給付及び一時金たる給付に関する
事項

九 信託又は保険の契約に関する事項

十 掛金及びその負担区分に関する事項

十一 事業年度その他財務に関する事項

十二 解散及び清算に関する事項

十三 業務の委託に関する事項

十四 公告に関する事項

十五 その他組織及び業務に関する重要事項

2 前項の規約の変更(政令で定める事項に係る
ものを除く。)は、厚生大臣の認可を受けなけれ
ば、その効力を生じない。

3 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約
の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生大
臣に届け出なければならない。

(公告)

第七十六条 基金は、政令の定めるところによ
り、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名
その他政令で定める事項を公告しなければならない。

(代議員会)

第七十七条 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもつて組織する。

3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は、設
立事業所(基金が設立された適用事業所をい
う。以下同じ。)の事業主において設立事業所の
事業主(その代理人を含む。)及び設立事業所に
使用される者のうちから選定し、他の半数は、
加入員において互選する。

4 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠
の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定
数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項
及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出
して代議員会の招集を請求したときは、理事長
は、その請求のあつた日から二十日以内に代議
員会を招集しなければならない。

6 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をも
つて充てる。

7 前各項に定めるもののほか、代議員会の招
集、議事の手続その他代議員会に関し必要な事
項は、政令で定める。

第七十八条 次に掲げる事項は、代議員会の議決
を経なければならない。

一 規約の変更

二 毎事業年度の予算

三 毎事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は
理事長において代議員会を招集する暇がないと
認めるときは、代議員会の議決を経なければな
らない事項で臨時急務を要するものを処分する
ことができる。

3 理事長は、前項の規定による処分について
は、次の代議員会においてこれを報告し、その
承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関す
る監査を求め、その結果の報告を請求すること
ができる。

(役員)

第七十九条 基金に、役員として理事及び監事
を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は、設立
事業所の事業主において選定した代議員におい
て、他の半数は、加入員において互選した代議
員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の
事業主において選定した代議員である理事のう
ちから、理事が選挙する。

4 監事は、代議員会において、学識経験を有す
る者、設立事業所の事業主において選定した代
議員及び加入員において互選した代議員のうち
から、それぞれ一人を選挙する。

5 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の
役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることが
できない。

(役員の職務)

第八十条 理事長は、基金を代表し、その業務
を執行する。理事長に事故があるとき、又は理

理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

(基金の役員及び職員は公務員たる性質)

第百二十一條 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四款 加入員

(加入員)

第百二十二條 基金の設立事業所に使用される被保険者（第四種被保険者を除く）は、当該基金の加入員とする。

(資格取得の時期)

第百二十三條 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日に、加入員の資格を取得する。

一 設立事業所に使用されるに至つたとき。

二 その使用される事業所が、設立事業所となつたとき。

三 設立事業所に使用される者が、第十二条の規定に該当しなくなつたとき。

(資格喪失の時期)

第百二十四條 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日にさ

らに前条各号の一に該当するに至つたときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 その設立事業所に使用されなくなつたとき。

三 その使用される事業所が、設立事業所でなくなつたとき。

四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。

(加入員の資格の得喪に関する特例)

第百二十五條 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのほつて、加入員でなかつたものとみなす。

(同時に二以上の基金の設立事業所に使用される者の取扱ひ)

第百二十六條 同時に二以上の基金の設立事業所に使用される被保険者は、第百二十二条の規定にかかわらず、その者の選択する一の基金以外の基金の加入員としないものとする。

2 前項の選択は、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日から起算して十日以内にしなければならない。

3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日にさかのほつて、その選択した一の基金以外の基金の加入員でなかつたものとする。

4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかつたときは、その者は、政令で定めるところにより、当該二以上の基金のうちその一の基金を選択したものとする。

5 甲基金の加入員が同時に乙基金の設立事業所に使用されるに至つた場合において、第一項の規定により乙基金を選択したときは、その者は、乙基金の加入員となつた日に、甲基金の加入員の資格を喪失する。

6 第一項に規定する者が、同項の規定により選択した基金の加入員でなくなつたときは、その者は、その日に、当該基金以外の基金の加入員の資格を取得する。

第百二十七條 同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用される被保険者は、第百二十二条の規定にかかわらず、その者の申出により基金の加入員としな

2 前項の申出は、その者が同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日から起算して十日以内に、当該設立事業所に係る基金にしなければならない。

3 設立事業所以外の事業所に使用される被保険者が同時に設立事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日にさかのほつて、当該設立事業所に係る基金の加入員とならなかつたものとする。

4 基金の加入員が同時に設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に当該基金の設立事業所と設立事業所以外の事業所とに使用されることとなつた日に、当該基金の加入員の資格を喪失する。

(設立事業所の事業主の届出)

第百二十八條 設立事業所の事業主は、加入員に関する第十八条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定につき第二十九条第一項の規定による通知があつたときは、すみやかに、その通知があつた事項を基金に届け出なければならない。

(標準給与)

第百二十九條 基金は、加入員の給与の月額に基づき、標準給与を定めなければならない。

2 基金は、加入員が当該基金の設立事業所以外の適用事業所（第十条第二項の同意をした事業主の事業所を含む。以下この条において同じ。）に同時に使用される者であるときは、その者が当該基金の設立事業所以外の適用事業所で受ける給与の月額を前項に規定する標準給与の基礎となる給与の月額に算入しなければならない。

3 前二項に規定する給与の範囲及び月額の算定方法、標準給与の基準並びに標準給与の決定及び改定の方法は、政令で定める。

4 設立事業所の事業主は、加入員の給与の月額に関する事項を基金に届け出なければならない。

5 基金は、標準給与の決定又は改定を行なつたときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

6 設立事業所の事業主は、前項の通知を受けたときは、すみやかに、これを当該通知に係る加入員に通知しなければならない。

7 当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主は、第二項に規定する給与の月額に関する事項を同項の基金に届け出なければならない。

第五款 基金の行なう業務

(基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結)

第百三十條 基金は、第百六条の目的を達成するため、加入員又は加入員であつた者に対し、年金たる給付（以下「年金給付」という。）の支給を行なうものとする。

2 基金は、政令の定めるところにより、加入員若しくは加入員であつた者の死亡又は加入員の脱退に関し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

3 基金は、政令の定めるところにより、信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）又は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

4 信託会社又は生命保険会社は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

5 基金は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができる。

(年金給付の基準)

第百三十一條 基金が支給する年金給付は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が次の各号の一に該当する場合に、その者に

行なうものでなければならない。

一 加入員又は加入員であつた者が、老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき。

ただし、加入員がその資格を取得した月に老
齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得した
とき、及び加入員の資格を取得した月にその
資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年
金の受給権を取得したときを除く。

二 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で六
十五歳に達した後に加入員の資格を取得した
ものが、被保険者の資格を喪失し、かつ、被
保険者となることなくして被保険者の資格を
喪失した日から起算して三十日を経過したと
き。ただし、その者が加入員の資格を取得し
た月にその資格を喪失したものであるときを
除く。

2 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金
が支給する年金給付は、老齢年金又は通算老
齢年金の受給権の消滅理由（第四十六条の第三
号に掲げる理由を除く。）以外の理由によつて、
その受給権を消滅させるものであつてはならな
い。

第百三十二条 基金が支給する年金給付は、政令
の定めるところにより、加入員の標準給与及び
加入員であつた期間に基づいてその額が算定さ
れるものでなければならない。

2 基金が支給する年金給付の額は、次の各号に
規定する額をこえるものでなければならない。

一 老齢年金の受給権者（次号に掲げる者を除
く。）又は通算老齢年金の受給権者に支給する
年金給付にあつては、当該老齢年金又は通算
老齢年金の額の計算の基礎となつた被保険者
であつた期間のうち、同時に当該基金の加入
員であつた期間（以下この条において「加入員
たる被保険者であつた期間」という。）の平均
標準報酬月額額の千分の十に相当する額に加入
員たる被保険者であつた期間に係る被保険者
期間の月数を乗じて得た額

二 老齢年金の受給権者であつて、加入員たる
被保険者であつた期間の一部が特例第三種被
保険者であつた期間であるものに支給する年
金給付にあつては、次の各号に掲げる額を合

算した額

イ 当該特例第三種被保険者であつた期間の
平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額
に当該特例第三種被保険者であつた期間に
係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

ロ 当該特例第三種被保険者であつた期間以
外の加入員たる被保険者であつた期間の平
均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に
当該特例第三種被保険者であつた期間以外
の加入員たる被保険者であつた期間に係る
被保険者期間の月数を乗じて得た額

第百三十三条 老齢年金又は通算老齢年金の受給
権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢年
金又は通算老齢年金がその全額につき支給を停
止されている場合を除いては、その支給を停止
することができない。ただし、当該年金給付の
額のうち、前条第二項各号に規定する額（当該
老齢年金又は通算老齢年金が第四十六条第一項
又は第四十六条の七第一項の規定によりその額
の一部につき支給が停止されているときは、前
条第二項各号に規定する額の百分の八十に相当
する額）をこえる部分については、この限りで
ない。

（裁定）
第百三十四条 基金が支給する年金給付及び一時
金たる給付を受ける権利は、その権利を有する
者の請求に基づいて、基金が裁定する。
（年金給付の支払期日）
第百三十五条 老齢年金又は通算老齢年金の受給
権者に基金が支給する年金給付の支払期日につ
いては、当該老齢年金又は通算老齢年金の支払
期日の例による。ただし、年金給付の額が政令
で定める額に満たない場合における支払期日
については、政令の定めるところによる。

（準用規定）
第百三十六条 第三十七条、第四十条、第四十
条の二及び第四十一条第一項の規定は、基金が支
給する年金給付及び一時金たる給付について、
第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条

第二項前段の規定は、基金が支給する年金給付
について、第四十一条第二項の規定は、死亡を
支給理由とする一時金たる給付について準用す
る。この場合において、第三十七条第一項及び
第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは
「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、
及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるの
は「基金」と、第四十一条第一項中「老齢年金、
通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「基金
が支給する年金給付又は脱退を支給理由とする
一時金たる給付」と、それぞれ読み替へるもの
とする。

第六款 費用の負担

（国庫負担）
第百三十七条 国庫は、基金が支給する年金給付
に要する費用の一部を負担する。

2 前項の規定による国庫の負担は、老齢年金又
は通算老齢年金（その全額につき支給を停止さ
れているもの及び第四十六条第一項又は第四十
六条の七第一項の規定によりその額の一部につ
き支給を停止されているものを除く。）の受給権
者に基金が支給する年金給付に要する費用につ
いて行なうものとし、その額は、次の各号に定
める額とする。

一 第百三十二条第二項第一号に規定する者に
支給する年金給付に要する費用については、同
号に規定する額の百分の十五（その者の加入
員たる被保険者であつた期間の全部が特例第
三種被保険者であつた期間であるときは、百
分の二十）を乗じて得た額

二 第百三十二条第二項第二号に規定する者に
支給する年金給付に要する費用については、
同号イに規定する額に百分の二十を乗じて
得た額と同号ロに規定する額に百分の十五を
乗じて得た額との合算額

前項の規定にかかわらず、国庫は、基金の申

出により、第一項の規定による国庫の負担を、
当該基金の加入員又は加入員であつた者のう
ち、老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件
たる期間を満たしており、かつ、老齢年金又は
通算老齢年金の支給開始年齢に達している者に
当該基金が支給する年金給付に要する費用につ
いて行なうものとする。この場合
において、その国庫負担の額は、当該加入員又
は加入員であつた者に係る第百三十二条第二項
各号に規定する額（その者が老齢年金又は通算
老齢年金の受給権者でない場合には、その者が
老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達
した時に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を
取得したものとした場合における同項各号に規
定する額）に、政令で定める率を乗じて得た額
とする。

4 前項の政令で定める率は、同項の規定による
国庫の負担が、年金数に照らし、第二項の規
定による国庫の負担に相当するものとなるよう
に定められるものとする。

（掛金）

第百三十八条 基金は、基金が支給する年金給付
及び一時金たる給付に関する事業に要する費用
に充てるため、掛金を徴収する。

2 掛金は、年金給付の額の計算の基礎となる各
月につき、徴収するものとする。

3 掛金の額は、政令の定めるところにより、加
入員の標準給与の月額を標準として算定するも
のとする。

4 第百二十九条第二項に規定する加入員に係る
掛金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の
規定により算定した額に、標準給与の月額の基
礎となる給与の月額に対する当該基金の設立事
業所で受ける給与の月額の割合を乗じて得た額
とする。

（掛金の負担及び納付義務）

第百三十九条 加入員及び加入員を使用する設立
事業所の事業主は、それぞれ掛金の半額を負担
する。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、政令で定める範囲内において、規約の定めるところにより、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の負担の割合を増加することができる。

3 設立事業所の事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

4 加入員が同一の基金の設立事業所の二以上に同時に使用される場合における各事業主の負担すべき掛金の額及び掛金の納付義務については、政令の定めるところによる。

(徴収金)

第百四十条 基金は、第百二十九条第二項に規定する加入員に係る年金給付の支給に要する費用の一部に充てるため、当該加入員につき第百三十八条第三項の規定により算定した額から当該加入員に係る掛金の額を控除した額に相当する金額を徴収する。

2 当該加入員及び第百二十九条第二項に規定する当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主(第十條第二項の同意をした事業主を含む。)は、それぞれ前項の徴収金を負担する。

3 前項の規定により事業主が負担する徴収金の額は、事業主が当該基金の設立事業所の事業主であるとした場合において当該加入員につき掛金として負担すべきこととなる額に相当する額とする。ただし、その額が次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額をこえるときは、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 当該事業主が設立事業所の事業主である場合 当該加入員がその事業主の事業所に設立された基金の加入員であるとした場合においてその者につき掛金として負担すべきこととなる額

二 当該事業主が設立事業所の事業主でない場合 当該加入員が加入員でないとした場合においてその者につき保険料として負担すべきこととなる額からその者につき保険料として負担する額を控除した額に相当する額

4 当該加入員は、第一項の徴収金の額から前項の規定により事業主が負担する額を控除した額を負担する。

5 第一項の徴収金は、当該加入員に係る年金給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間の各月につき、徴収するものとする。

6 当該加入員を使用する事業主は、当該加入員及び自己の負担する徴収金を納付する義務を負う。

7 当該加入員が当該基金の設立事業所以外の事業所の二以上に同時に使用される場合における各事業主の徴収金の納付義務については、政令の定めるところによる。

(運用規定)

第百四十一条 第八十三條、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条、第八十七条第一項から第五項まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この節の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項及び第四項中「保険料」とあるのは「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金」と読み替へるほか、掛金については、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主(第十條第二項の同意をした事業主を含む。)」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被

保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、それぞれ読み替へるものとする。

2 前項において準用する第八十六条第五項の規定により基金が国税滞納処分により処分することができず、同項の規定により当該市町村に対して処分を請求したにもかかわらず、当該市町村がその請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分を着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しない場合に限るものとする。

3 基金は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分をしようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(合併)
第七款 合併及び分割
第百四十二条 基金は、合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によつて基金を設立するには、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のうちから選任した設立委員が共同して規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

3 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

4 基金が合併したときは、合併により消滅した基金の加入員であつた者の当該基金の加入員であつた期間は、合併により設立された基金又は合併後存続する基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(分割)
第百四十三条 基金は、分割しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 基金の分割は、設立事業所の一部について行なうことはできない。

3 分割を行なう場合においては、分割により設立される基金の加入員となるべき被保険者又は分割後存続する基金の加入員である被保険者の数は、第百十條第一項の政令で定める数以上でなければならない。

4 分割によつて基金を設立するには、分割により設立される基金の設立事業所となるべき事業所の事業主が規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

5 分割により設立された基金は、分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の権利義務の一部を承継する。

6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

7 基金が分割したときは、分割により設立された基金に年金給付の支給に關する義務が承継された者の分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の加入員であつた期間は、当該義務を承継した分割により設立された基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる年金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(設立事業所の増減)

第百四十四条 基金がその設立事業所を増加させ、又は減少させるには、その増加又は減少に係る事業所の事業主の全部及びその事業所に使用される被保険者(第四種被保険者を除く。以下同様)の二分の一以上の同意を得なければならない。2 基金がその設立事業所を増加する場合において、その増加に係る事業所に使用される被保険者の三分の一以上で組織する労働組合があるときは、前項の同意のほか、当該労働組合の同意を得なければならない。

23 前二〇項の場合において、その増加又は減少に係る事業所が二以上であるときは、^{第一項}同項の被保険者の同意^{〇又は前項の同意}は、各事業所について得なければならない。

34 第六条第二項の規定による認可の申請があつた事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行なう場合にあつては、前二項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

45 第一項の規定により設立事業所を減少させる場合においては、基金の加入員は、設立事業所を減少させた後においても、第百十條第一項の政令で定める数以上でなければならぬ。

第八款 解散及び清算

(解散)
第百四十五條 基金は、次に掲げる理由により解散する。

一 代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決

二 基金の事業の継続の不能

三 第百七十九條第五項の規定による解散の命令

2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(基金の解散による年金給付等の支給に関する義務の消滅)
第百四十六條 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付又は一時金たる給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第百四十七條 基金が第百四十五條第一項第一号

又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる場合には、厚生大臣が清算人を選任する。

一 前項の規定により清算人となる者がいないとき。

二 基金が第百四十五條第一項第三号の規定により解散したとき。

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

3 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

4 第百二十一條の規定は、基金の清算人について、民法第七十三條及び第七十八條から第八十條まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十八條の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法第百三十八條第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替へるものとする。

5 解散した基金の財産の処分の方法その他清算に關し必要な事項は、政令で定める。

第百四十八條 厚生大臣は、解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実際にその状況を検査させることができる。

2 第百条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3 厚生大臣は、第一項の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、その清算事務が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分と違反していると認めるときは、その清算事務が著しく適正を欠くと認めるとき、又は清算人がその清算事務を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、解散した基金又はその清算人に対し、その清算事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

4 解散した基金又はその清算人が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る清算人の全部若しくは一部の改任を命じ、又は当該違反に係る清算人を解任することができる。

5 厚生大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該清算人に対して弁明の機会を与えなければならぬ。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第二節 厚生年金基金連合会
(設立)
第百四十九條 基金は、第百六十條第一項に規定する中途退避者に係る年金給付の支給を共同して行なうため、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

2 連合会は、全国を通じて一個とする。

(法人格)
第百五十條 連合会は、法人とする。

2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)
第百五十一條 連合会は、その名称中に厚生年金基金連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、厚生年金基金連合会という名称を用いてはならない。

(設立の認可等)
第百五十二條 連合会を設立しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、五以上の基金が共同して規約をつくり、基金の三分の二以上の同意を得て行なうものとする。

3 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

4 厚生大臣は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要であると認めるときは、基金

に対し、連合会に加入することを命ずることができる。

5 第百四十四條の規定は、連合会について準用する。この場合において、同条中「基金の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主」とあるのは「連合会の設立の認可の申請をした基金の理事長」と、「当該適用事業所の事業主」とあるのは「当該基金の理事長」と読み替へるものとする。

(規約)
第百五十三條 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 評議員会に關する事項

四 役員に關する事項

五 会員の資格に關する事項

六 年金給付に關する事項

七 附帯事業に關する事項

八 信託又は保険の契約に關する事項

九 会費に關する事項

十 事業年度その他財務に關する事項

十一 解散及び清算に關する事項

十二 業務の委託に關する事項

十三 公告に關する事項

十四 その他組織及び業務に關する重要事項

2 第百五十五條第二項及び第三項の規定は、連合会の規約について準用する。

(評議員会)
第百五十四條 第百十六條の規定は、連合会について準用する。

第百五十五條 連合会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員をもつて組織する。

3 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。

4 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評議員会は、理事長が招集する。評議員の定

数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。

6 評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

7 前各項に定めるもののほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第百五十六條 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
- 二 毎事業年度の予算
- 三 毎事業年度の事業報告及び決算
- 四 その他規約で定める事項

2 理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において評議員会を招集する暇がないと認めるときは、評議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができ、

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 評議員会は、監事に対し、連合会の業務に關する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)
第百五十七條 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事及び監事は、評議員会において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者のうちから評議員会で選任することを妨げない。

3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。

4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねること

ができない。

(役員職務等)

第百五十八條 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 連合会の業務は、規約に別段の定めのある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

4 連合会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

5 第百二十一條の規定は、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。

(連合会の業務及びこれに關する信託又は保険の契約の締結)

第百五十九條 連合会は、次条第五項の規定により年金給付の支給に關する義務を承継している中途退会者に対し、年金給付の支給を行なうものとする。

2 連合会は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるものを行なうことができる。

3 連合会は、政令の定めるところにより、信託会社又は生命保険会社と、年金給付に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

4 第百三十條第四項の規定は、前項の信託又は保険の契約について準用する。

5 連合会は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができる。

(中途退会者に係る措置)

第百六十條 基金は、政令で定めるところにより、連合会に申し出て、中途退会者(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する年

金給付の受給権を有する者を除く)であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。)の当該基金の加入員であつた期間に係る年金給付の支給に關する義務を移転することができる。

2 連合会は、前項の規定により義務の移転の申出があつたときは、これを拒絶してはならない。

3 第一項の規定により義務の移転を行なう場合には、基金は、連合会に対し、当該中途退会者の加入員であつた期間に係る年金給付の現価に相当する金額(以下「現価相当額」という。)を交付しなければならない。

4 前項の規定により交付すべき現価相当額の計算については、政令で定める。

5 連合会は、第三項の規定により現価相当額の交付を受けたときは、当該年金給付の支給に關する義務を承継するものとする。

6 連合会は、前項の規定により中途退会者に係る年金給付の支給に關する義務を承継したときは、その旨を当該中途退会者に通知しなければならない。

7 連合会は、中途退会者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第百六十一條 連合会は前条第五項の規定により年金給付の支給に關する義務を承継している中途退会者が再びもとの基金の加入員となつたときは、当該基金は、当該中途退会者に係る当該年金給付の支給に關する義務を承継するものとする。

2 前項の場合においては、当該基金は、連合会に対し、当該中途退会者に係る年金給付の現価に相当額の交付を請求することができる。

3 前項の現価相当額の計算については、政令で定める。

第百六十二條 第百六十條第一項の規定により中途退会者に係る年金給付の支給に關する義務を

連合会に移転した基金につき合併又は分割があつた場合において、当該中途退会者が当該合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金の加入員となつたときは、前条第一項中「再びもとの基金」とあるのは、「合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者については、第百四十二條第四項ただし書及び第百四十三條第七項ただし書の規定は、適用しない。

(裁定)
第百六十三條 第百五十九條第一項の年金給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

(準用規定)
第百六十四條 第三十六條第一項及び第二項、第三十七條、第三十九條第二項前段、第四十條、第四十條の二、第四十一條第一項並びに第百三十五條の規定は、連合会が支給する年金給付について準用する。この場合において、第三十七條第一項及び第二項並びに第四十條中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあるのは「連合会」と、第四十一條第一項中「老齡年金、通算老齡年金又は脱退手当金」とあるのは「連合会が支給する年金給付」と、それぞれ読み替へるものとする。

2 第八十六條、第八十八條及び第八十九條の規定は、前項において準用する第四十條の二の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十六條第一項、第二項及び第五項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同条第六項中「厚生大臣」とあるのは、「連合会」と読み替へるものとする。

(国庫負担)
第百六十五條 国庫は、第百三十七條第二項から第四項までに規定する計算の例により、連合会が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

(解散)

第百六十六條 連合会は、次に掲げる理由により解散する。

一 評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員会の議決

二 第百七十九條第五項の規定による解散の命令

2 連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅)

第百六十七條 連合会は、解散したときは、第百六十條第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継している中途退会者に係る当該義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第百六十八條 連合会が第百六十六條第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第百六十六條第二号の規定により解散したときは、厚生大臣が清算人を選任する。

3 第百四十七條第二項(第二号を除く)から第五項まで及び第百四十八條の規定は、連合会の清算について準用する。

第三節 雜則

(不服申立て)

第百六十九條 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他この章の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは第百四十一條第一項及び第百六十四條第二項において準用する第百六十六條の規定による処分不服がある者については、第六章の規定を準用する。この場合において、第九

十一條の三中「第九十條第一項又は第九十一條」とあるのは、「第百六十九條において準用する第九十條第一項又は第九十一條」と読み替へるものとする。

(時効)

第百七十條 掛金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 年金給付を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第百四十一條第一項及び第百六十四條第二項において準用する第百六十六條第一項の規定による督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第百七十一條 この章又はこの章の規定に基づく命令に規定する期間の計算については、この章に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七條」とあるのは「第百二十八條」と、第九十八條第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替へるものとする。

(基金及び連合会の財務)

第百七十五條 基金及び連合会は、事業年度その他その財務に關しては、政令の定めるところによりなければならない。

(契約の締結の届出)

第百七十六條 基金及び連合会は、第百三十條第三項又は第百五十九條第三項の規定により契約を締結したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。契約の条項に変更を生じたときも、同様とする。

(報告書の提出)

第百七十七條 基金及び連合会は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第百七十八條 厚生大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第百条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(基金等に対する監督)

第百七十九條 厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分違反していると認めるとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定め、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3 基金若しくは連合会若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の一部又は全部の改任を命ずることができる。

4 基金又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

5 基金又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会の解散を命ずることができる。

6 第百四十八條第五項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。この場合において、第百四十八條第五項中「当該清算人」とあるのは、「当該基金又は連合会の役員」と読み替へるものとする。

(権限の委任)

第百八十條 この章に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

者を除く。のち、同年四月の標準報酬月額が三千円、四千円、五千円若しくは六千円である者又は三万六千円である者（報酬月額が三万七千五百円未満である者を除く。）の同年五月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年五月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、その者の同年五月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

（不正利得の徴収に関する経過措置）

第四條 この法律による改正後の厚生年金保険法第四十條の二の規定は、この法律の公布の日以後の偽りその他不正の手段による支給に係る保険給付の受給額に相当する金額の徴収について適用する。

（老齢年金の支給の特例）

第五條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第四十二條第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法同条同項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

（通算老齢年金の支給の特例）

第六條 昭和四十年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間のいずれをも満たしていない被保険者であつて、同法第四十六條の三第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法第四十六條の三の規定にかかわらず、同条の通算

老齢年金を支給する。

（特例老齢年金の支給に関する経過措置）

第七條 昭和四十年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者にこの法律による改正後の同法附則第二十八條の二第一項の特例老齢年金を支給する。

一 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。

二 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

（従前の保険給付の額の特例）

第八條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同法同章の規定により計算した額とする。

2 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十条第二項若しくは第四項の規定によりその年金の額が計算された障害年金を受ける権利を有する者又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四條第五項若しくは第六項の規定によりその年金の額（加給年金を除く。）が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金の額についても、前項と同様とする。

3 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十一条又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四條第七項の規定によりその基本年金額が

計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金の基本年金額についても、第一項と同様とする。

（旧法による保険給付の額の特例）

第九條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を八万四千円とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を六万七千二百円とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）が八万四千円である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当しないとき、又は年金の額が六万七千二百円である者の廃疾の程度が同法別表第一に定める一級に該当するときは、その者の当該年金の額を六万七千二百円又は八万四千円に改定することができる。

3 年金の額が六万七千二百円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4 厚生年金保険法第五十二條第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第十條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額

（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を六万円でする。

2 前項の規定は、昭和四十年五月一日以後において厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

（保険給付の支給に関する経過措置）

第十一條 前三條に規定する保険給付のうち昭和四十年四月以前月のに係る分及び障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

（障害年金等の支給に関する経過措置）

第十二條 昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者の当該傷病については、この法律による改正後の厚生年金保険法第四十七條及び第五十五條の規定は、適用しない。

2 被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後に死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十八條の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号又は第四号に該当する場合に、この限りでない。

（死亡の推定に関する経過措置）

第十三條 この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九條の二の規定は、この法律の公布前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の公布の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の公布の際まだその死亡の時期がわからない

被保険者又は被保険者であつた者についても、適用する。

（支給停止に関する経過措置）

第十四条 昭和四十年五月一日において現にこの法律による改正前の厚生年金保険法第六十五条の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、同法第三十六条第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

昭和四十年五月一日以後において、同項の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、同法第三十六条第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

第十五条 厚生年金保険法附則第十六条第一項後段の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の取得については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条第一項（妻に関する部分に限る。）の規定の例による。

第十六条 厚生年金保険法附則第十六条第一項後段の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の取得については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条第一項（妻に関する部分に限る。）の規定の例による。

第十七条 厚生年金保険法附則第十六条第一項後段の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の取得については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条第一項（妻に関する部分に限る。）の規定の例による。

（特例による配偶者年金の支給）

第十八条 この法律の公布の日から起算して六年以内に第二種被保険者の資格を喪失した者に対しては、当該資格を喪失した時において通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）以下この条において「関係整理法」という。）附則第九条第二項の規定による配偶者年金の受給権を取得する場合は、関係整理法による改正前の厚生年金保険法規定の例により配偶者年金を支給する。ただし、当該配偶者年金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者が、その際、通算老齢年金の受給権を有しているときは、消滅する。

第二項又は第三項の規定による配偶者年金の受給権者が死亡した場合は、これらの規定によりその例によるものとされている関係整理法による改正前の厚生年金保険法規定にかかわらず、厚生年金保険法第三十七條の規定を適用する。

第十九条 昭和四十年四月一日以前にこの法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の五（同項第二号に規定する者については、千分の四）を加えた率とする。

第二十条 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、厚生年金保険法第八十一条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

第二十一条 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、厚生年金保険法第八十一条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

第二十二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第九十二条第二項の規定は、この法律の公布の際現に年金たる保険給付の受給権を有する者の当該保険給付がこの法律の公布前にその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。

第二十三条 名称の使用制限に関する経過措置（名称の使用制限に関する経過措置）

第二十四条 昭和四十年五月十一日において現に厚生年金基金又は厚生年金基金連合会という名称を使用している者については、この法律による改正後の厚生年金保険法第九十二条第二項及び第九十三条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

五十一條第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

（基金の認可の申請の手續に関する経過措置）

第二十条 事業主は、昭和四十年五月一日前に

第二十一条 規約の作成、設立の認可の申請その他厚生年金基金の設立に必要な準備行為をすることができ。

（退職一時金に関する特例）

第二十三条 次の表の上欄に掲げる組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意組合員を含む。以下この条において同じ。）たる女子で組合員であつた期間が一年以上二十年未満である者が、この法律の公布の日から起算して六年以内に組合員の資格を喪失したときは、その者に対しては、その者が当該資格を喪失した際、通算退職年金を受ける権利を有することとなる場合又は同表の中欄に掲げる規定の適用を受ける場合を除き、同表の下欄に掲げる規定を適用する。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）に基づく共済組合の組合員	通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（以下この条において「関係整理法」という。）附則第二十一条	国家公務員共済組合法第八十条第三項
私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく共済組合の組合員	私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる関係整理法附則第二十一条	私立学校教職員共済組合法第二十五条に八十条第三項
公共企業体職員共済組合法（昭和三十三年法律第三十四号）に基づく共済組合の組合員	関係整理法附則第三十九条	公共企業体職員共済組合法第五十四条第三項
農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく共済組合の組合員	関係整理法附則第四十四条	農林漁業団体職員共済組合法第二十八条第三項
地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）に基づく共済組合の組合員	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十四条又は第六十三条	地方公務員等共済組合法第八十三条第三項
地方公務員等共済組合法に基づく団体共済組合の組合員	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第四十三条の七	地方公務員等共済組合法第二十三条において適用する同法第八十三条第三項

第二十四条 昭和三十六年十一月一日以後前項の表の上欄に掲げる組合員の資格を取得した女子で組合員であつた期間が一年以上二十年未満である者が、同日からこの法律の公布の日までの間に当該組合員の資格を喪失したときは、その者に対しては、同項と同様とする。この場合において、同表の下欄に掲げる規定中「退職の日」とあり、「その日」とあり、又は「第一項の規定に該当する事由が生じた日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二号）の公布の日」とする。

第二十五条 前項の規定により退職一時金を支給する場合において、その者に同項に規定する組合員の資格の喪失につき退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定により支給すべき退職一時金の内私とみなす。

第二十六条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノノ十の次に次の一号を加える。
六ノ十ノ十一 厚生年金基金又ハ厚生年金基金連合会ノ厚生年金保険法第三十條又ハ第五十九條ニ掲グル給付ニ関スル證書、帳簿
（所得税法の一部改正）
第二十二條 所得税法（昭和二十二年法律第七号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項第十二号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「厚生年金基金及び同連合会」を加える。
第八條第八項第二号中「同法附則第二十八條に規定する共済組合の組合員が負担する当該共済組合の掛金」を「厚生年金基金の加入員として負担する掛金（同法第四十條第四項の規定により負担する徴収金を含む。）」に改める。
第九條第二項中「退職年金業務を行なう法人

から同項に規定する「を」退職年金に關するに改める。

(法人税法の一部改正)

第二十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「信託又は保険の契約を」信託若しくは保険の契約又は厚生年金保険法第百三十条第三項若しくは第百五十九条第三項の規定により締結された信託若しくは保険の契約に改める。

第五条第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「厚生年金基金及び同連合会」を加える。

第十二条の二第三項中「控除して計算した金額の下に」(当該契約が厚生年金保険法第百三十条第三項又は第百五十九条第三項の規定により締結された信託又は保険の契約である場合には、当該金額から、厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が国家公務員共済組合法の規定による長期給付に準ずる給付を行なうものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該信託又は保険の契約に係るものとして命令で定める金額を控除した金額)を加え、同項第一号中「その額」を「当該契約が第二項第二項に規定する退職年金に關する信託又は保険の契約である場合において、その額に、ある場合には「を」あるときは「に」改め、同項第三号中「の累積額」を「又はその時までに当該契約に基づいて厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会に對し支払われた金額の累積額」に改め、同項第四号中「退職一時金の額」の下に「又はその時までに当該契約に基づいて厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会に對し支払われた金額」を、

「その支給」の下に又は支払を加える。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第二十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レの次に次のように加える。

ソ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

(厚生省設置法の一部改正)

第二十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号中第六十二号の四を第六十二号の五とし、第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の設立又は規約の変更を認可し、これらに對しその事業の状況に關する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会を指導監督すること。

第三十六号の四中「第六十二号の三」を「第六十二号の四」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項及び第七十二号の三第一項中「資格退職年金契約」の下に若しくは厚生年金基金契約を加える。
第七十二号の五第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「厚生年金基金及び厚生年金基金連合会」を加える。

第二百九十四号の三第一項中「資格退職年金契約」の下に若しくは厚生年金基金契約を加える。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第二十七条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第九十条」の下に「(同法第百六十九号)において準用する場合を含む。以下同じ。」を加える。

第三条第二号中「健康保険組合がした処分」を「健康保険組合又は厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会(以下「健康保険組合等」という。)がした処分」に、「健康保険組合の事務所」を「健康保険組合等の事務所」に改める。

第四条第一項中「保険給付」を「若しくは保険給付、標準給付、年金給付若しくは一時金たる給付」に改め、同条第二項中「又は標準報酬」を「若しくは標準報酬又は標準給付」に改める。

第五条第二項中「健康保険組合」を「健康保険組合等」に改める。

第九条第一項中「国民年金事業の管掌者」を「厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会又は国民年金事業の管掌者」に改める。

第十条第五項中「前条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十九条中「厚生年金保険法第九十一条」の下に「(同法第百六十九号)において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。」を加える。

第三十条第一項中「厚生年金保険法」の下に「(厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の行なう事業を含む。を)」、「被保険者」の下に「(厚生年金基金の加入員を含む。第三十九条第二項において同じ。)」を加える。

第三十二条第五項中「厚生年金保険法第八十六号第五項」の下に「(同法第百四十一条第一項及び第百六十四号第二項において準用する場合

を含む。)」を加える。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二十八号 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四号第四項及び第六十一号の二第三項中「百円」を「二百五十円」に、「千分の六」を「千分の十」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十号 前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四号第四項又は第六十一号の二第三項の規定は、昭和四十年五月一日以後の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算について適用し、同日前の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算については、なお従前の例による。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第三十号 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第三十六号第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。
第三十七号の二第三項第一号中「二万四千円」を「六万四千円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。
第四十六号第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第二の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。
(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一号 前条の規定による改正後の農林漁業

団体職員共済組合法第三十六條第二項ただし書、第三十七條の二第三項、第四十六條第二項及び第三項第二号並びに別表第二の二の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十二條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第七十九條の二第三項第一号中「二万四千円」を「六万四千円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第八十八條第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第三の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三條 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六條第二項ただし書(同法附則第十三條の二第三項において準用する場合を含む)、第七十九條の二第三項、第八十八條第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三十四條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第三十二條の二中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

第三十三條中「三万五千五百円」を「六万七千二百円」に、「該当するものがあるときは、その」を「該当するもの(以下この条において「扶養遺族」といふ。)が七人以上あるときは、三万五千円に扶養遺族」に改める。

第四十五條の三第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五條 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三條第二項(同法第四十一條第一項及び第四十二條第一項において準用する場合を含む)、第三十二條の二(同法第四十一條第一項、第四十二條第一項及び第四十七條の二第二項(同法第四十八條の二において準用する場合を含む))において準用する場合を含む、第三十三條(同法第四十八條の二において準用する場合を含む)及び第四十五條の三第二項(同法第四十八條の二において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(通算年金通則法の一部改正)

第三十六條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を「(昭和二十九年法律第百十五号)(第九号を除く。）」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七條 通算年金制度を創設するための関係

法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第一項ただし書中「その」を「その際、通算年金の受給権を有しているとき、又は」に改める。

附則第二十一條第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

附則第三十九條第一項第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号を削る。

附則第四十四條第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十八條 昭和三十六年十一月一日前から引き続き国家公務員共済組合法に基づく共済組合(以下この条において「組合」といふ。)組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日以前までの間に退職した男子(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。)

については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一條中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一條に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に国家公務員共済組合法第八十條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額

は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内私とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

第三十九條 昭和三十六年十一月一日前から引き続き公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合(以下この条において「組合」といふ。)の組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日以前までの間に退職した男子(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。)

については、附則第三十七條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九條第一項中「退職後」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)の公布の日から」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再びもとの組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九條第一項に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四條第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内私とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有して

いるときは、当該権利は、この法律の公布の日
の前日において消滅する。

第四十〇条 昭和三十六年十一月一日前から引き
続き農林漁業団体職員共済組合法に基づく共済
組合の組合員又は任意継続組合員であつて、昭
和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日
の前日までの間に農林漁業団体職員共済組合法
第三十八条第一項に規定する事由に該当してそ
の資格を喪失した男子（明治四十四年四月一日
以前に生まれた者を除く。）については、附則第
三十七条の規定による改正後の通算年金制度を
創設するための関係法律の一部を改正する法
律附則第四十四条中「これらの規定の適用を受
けることとなつた日」とあるのは、「厚生年金保
険法の一部を改正する法律（昭和 年法律
第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の
規定を適用する。

2 前項に規定する者が農林漁業団体職員共済組
合法の規定による退職年金又は障害年金を受け
る権利を有することとなつたときは、同項の規
定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創
設するための関係法律の一部を改正する法律附
則第四十四条に規定する申出をすることができ
ない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者
に農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第三
項の退職一時金を支給する場合において、その
者に第一項の資格の喪失に係る組合員期間に基
づく退職一時金として支給された金額があるこ
ときは、当該金額は、同項の規定の適用により支
給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給
を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期
間に基づく通算退職年金を受ける権利を有して
いるときは、当該権利は、この法律の公布の日
の前日において消滅する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四十一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十

七年法律第五十二号）の一部を次のように改
正する。

第七十八条第二項ただし書中「三万五千五百
二十円」を「八万四千円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「二万四千円」を
「六万四千円」に改め、同項第二号中「千分の六」を
「千分の十」に改める。

第九十三条第二項及び第三項第二号中「二万
一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改め
る。

別表第四の下欄中「四七、五二〇円」を「一
〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八
四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、
〇〇〇円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経
過措置）

第四十二条 前条の規定による改正後の地方公務
員等共済組合法第七十八条第二項ただし書（同
法第二百二条第三項、第二百二条及び附則第二十
条第三項において準用する場合を含む。）、第八
十二条第三項（同法第二百二条において準用す
る場合を含む。）、第九十三条第二項及び第三
項（同法第二百二条において準用する場合を含む。
）並びに別表第四（同法第二百二条において
準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年五
月一日以後に給付事由が生じた給付について適
用し、同日前に給付事由が生じた給付について
は、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関す
る施行法の一部改正）

第四十三条 地方公務員等共済組合法の長期給付
等に関する施行法の一部を次のように改正す
る。

第十三条第二項中「三万五千五百二十円」を
「八万四千円」に改める。

第二十四条の表の下欄中「三年以内に退職す
る男子又は同日から五年以内に退職する女子」
を「五年以内に退職する者」に、「昭和三十九年

十月三十一日までに退職する男子又は昭和四十
一年十月三十一日までに退職する女子」を「昭和四
十一年十月三十一日までに退職する者」に改め
る。

第四十一条中「三万五千五百円」を「六万七千二
百円」に、「があるときは、そのを」（以下この
条において「扶養遺族」という。）が七人以上ある
ときは、三万五千五百円に扶養遺族」に改める。

第四十二条中「二万一千三百六十円」を「六万
七千二百円」に改める。

第六十三条第七項第二号中「昭和三十九年」を
「昭和四十年」に、「男子」を「者」に改め、同項
第三号を削る。

第四百四十三条の四第二項中「三万五千五百二
十円」を「八万四千円」に改める。

第四百四十三条の七中「第三号」を「第二号」に、
「昭和三十九年」を「昭和四十年」に、「男子」を
「者」に改め、同条第三号を削る。

第四百四十三条の十五中「二万一千三百六十円」
を「六万七千二百円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関す
る施行法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 前条の規定による改正後の地方公務
員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第
十三条第二項（同法第五十五条第一項において
準用する場合並びに第七十条、第九十二条及び
第九十三条の規定によりその例によることとさ
れる場合を含む。）、第四十一条（同法第五十五
条第一項、第八十三条第二項及び第九十四条第二
項において準用する場合を含む。）、第四十二条
（同法第五十五条第一項、第八十二条第二項、
第九十三条第二項及び第九十九条第二項において
準用する場合を含む。）、第四百四十三条の四第
二項（同法第四百四十三条の十八において準用す
る場合を含む。）及び第四百四十三条の十五（同法第
百四十三条の十八において準用する場合を含む。
）の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付
事由が生じた給付について適用し、同日前に給

付事由が生じた給付については、なお従前の例
による。

第四十五条 地方公務員等共済組合法の長期給付
等に関する施行法（以下「施行法」という。）第二
十四条の表の上欄に掲げる者である更新組合員
（施行法第二条第一項第十号に規定する更新組
合員をいう。以下この条において同じ。）であつ
て、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公
布の日の前日までの間に退職した男子（附則第
四十三条の規定による改正前の施行法第二十四
条の規定による申出を行なうことができた者を
除く。）については、附則第四十三條の規定によ
る改正後の施行法第二十四条中「退職の日」とあ
るのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法
律（昭和 年法律第 号）の公布の日」と
読み替へて、同条の規定を適用する。

2 昭和三十六年十一月一日前から昭和三十七年
十一月三十日まで引き続き国の長期組合員（施
行法第二条第一項第五十四号に規定する国の長
期組合員をいう。）である職員であつた更新組
合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの
法律の公布の日の前日までの間に退職した男子
（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除
く。）については、附則第四十三條の規定による
改正後の施行法第六十三条第七項中「退職の日」
とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正す
る法律（昭和 年法律第 号）の公布の
日」と読み替へて、同項の規定を適用する。

3 前二項に規定する者が再び地方公務員等共済
組合法に基づく共済組合の組合員となつて退職
した場合において、同法の規定による退職年金
又は庶務年金を受ける権利を有することとなつ
たときは、前二項の規定にかかわらず、その者
は、施行法第二十四条又は第六十三条第七項に
規定する申出をすることができない。

4 第一項又は第二項の規定の適用により第一項
又は第二項に規定する者に地方公務員等共済組

合法第八十三条第三項の退職一時金を支給する
場合において、その者に第一項又は第二項の退
職に係る組合員期間に基づく退職一時金として
支給された金額があるときは、当該金額は、第
一項又は第二項の規定の適用により支給すべき
退職一時金の内払とみなす。

5 第一項又は第二項の規定の適用により退職一
時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係
る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権
利を有しているときは、当該権利は、この法律
の公布の日以前において消滅する。

第四十六條 昭和三十九年九月三十日に地方公務
員等共済組合法第四十二条の規定による長期給
付に關する規定の適用を受ける者であつた団体
共済更新組合員（施行法第四十三條第一項第
五号に規定する団体共済更新組合員をいう）で
あつて、同年十一月一日からこの法律の公布の
日の前日までの間に退職した男子（明治四十
四年四月一日以前に生まれた者を除く）につい
ては、附則第四十三條の規定による改正後の施
行法第四十三條の七中「退職の日」とあるの
は、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭
和 年法律第 号）の公布の日」と読み替
へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び地方公務員等共済組
合法に基づく団体共済組合の組合員となつて退
職した場合において、同法の規定による退職年
金又は廃疾年金を受ける権利を有することとな
つたときは、同項の規定にかかわらず、その者
は、施行法第四十三條の七に規定する申出を
することができない。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定の適用に
より支給すべき退職一時金の支給について準用
する。

4 前条第五項の規定は、第一項の規定の適用に
より退職一時金の支給を受けた者の当該退職一
時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を
受ける権利について準用する。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正す
る法律の一部改正）

第四十七條 農林漁業団体職員共済組合法の一部
を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号）
の一部を次のように改正する。

附則第六條第一項ただし書中「三万五千五百
二十円」を「八万四千円」に改める。
（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正す
る法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十八條 前条の規定による改正後の農林漁業
団体職員共済組合法の一部を改正する法律附則
第六條第一項ただし書（同法附則第二十條にお
て準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年
五月一日以後に給付事由が生じた給付について
適用し、同日前に給付事由が生じた給付につい
ては、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）
第五十條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十三條第一項中「適格退職年金契約」の下に「若しくは厚生
年金基金契約」を加える。
第七十四條第二項第六号中「厚生年金保険の保険料」の下に
「及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金（同法第四十
条第四項（徴収金）の規定により負担する徴収金を含む）」を加
える。

第七十六條第一項第二号中「適格退職年金契約」の下に「又
は厚生年金基金契約」を加える。
別表第一第一号の表中「遺言書の項の次に次のように加える。

（法人税法の一部改正）
第五十一條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次の
ように改正する。

第十二條第一項及び第二項中「適格退職年金契約」の下に「若
しくは厚生年金基金契約」を加える。
第八十四條第一項中「適格退職年金契約」の下に「又は厚生年
金基金契約」を加え、同条第二項各号を次のように改める。
一 適格退職年金契約又は厚生年金基金契約に係る信託の業務
を行なう内国法人 次に掲げる金額の合計額
イ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る信託財産の
価額から、当該契約に係る掛金の額のうちその信託の受益

者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものを控除
した金額として政令で定めるところにより計算した金額の
合計額

ロ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る信託財産の
価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金
連合会が国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二
十八号）の規定による長期給付に準ずる給付を行なうもの
とした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該
契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところ
により計算した金額の合計額

二 適格退職年金契約又は厚生年金基金契約に係る生命保険の
業務を行なう内国法人 次に掲げる金額の合計額
イ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る生命保険法第
八十八條第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として
積み立てられている金額（以下この項において「責任準備金
額」という。）のうち保険料積立金に相当する金額から、当
該契約に係る保険料の額のうちその保険金受取人が負担し
た部分の金額でその保険料積立金に係るものを控除した金
額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額
ロ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る責任準備金
額のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約に係
る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が国家公務員共済
組合法の規定による長期給付に準ずる給付を行なうものと
した場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契
約に係るものを控除した金額として政令で定めるところに
より計算した金額の合計額

第八十四條第三項中「備えたものをいう」を「備えたものをい
い、これらの規定に規定する厚生年金基金契約とは、厚生年金
保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十三條第三項（基金
の業務及びこれに關する信託又は保険の契約の締結）又は第百
五十九條第三項（連合会の業務及びこれに關する信託又は保険
の契約の締結）の規定により締結された信託又は生命保険の契
約をいう」に改める。

別表第一第一号の表中「遺言書の項の次に次のように
加える。

（所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備
に關する法律の一部改正）
第五十二條 所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備
に關する法律（昭和四十年法律第三十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第六十九條を次のように改める。

第六十九條 附則
船員保険法の一部を改正する法律案
（小字及び一は衆議院修正の部分）
第二条ノ二を第二条ノ三とし、第二条の次に次
の一条を加える。

第二条ノ二 本法ニ依ル年金タル保険給付ノ額ハ
国民ノ生活水準其ノ他ノ諸事情ニ著シキ變動ガ
生ジタル場合ニ於テハ變動後ノ諸事情ニ応ズル
為ニ調整ガ加ヘラルベキモノトス

第五十八條第一項中「配偶者分擔費」の下に「
第三十八條第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付
支給ヲ停止セラレタル老齡年金、第三十九條ノ五
第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止
セラレタル通算老齡年金」を加え、同条第三項
中「療養ノ給付開始後」を「療養ノ給付ヲ受ケタル
日より起算シ」に改める。

第五十九條第五項中「前項ノ規定ニ拘ラズ當分
ノ間保険料率ハ」を「保険料率ハ當分ノ間」に、「千
分ノ百六十九」を「千分ノ百九十九」に、「千分ノ百
五十八」を「千分ノ百八十八」に、「千分ノ四十二」
を「千分ノ七十二」に改め、同条に次の一項を加え
る。

前項ノ保険料率ハ其ノ率ガ第四項ノ基準ニ適合
スルニ至ルマデノ間段階的ニ引上ゲラルベキモ
ノトス

第六十條第一項中「百六十九分ノ五二・五」を
「百九十九分ノ六十七・五」に、「百六十九分ノ百
十六・五」を「百九十九分ノ百三十一・五」に、「百
五十八分ノ四十七」を「百八十八分ノ六十二」に、
「百五十八分ノ百十一」を「百八十八分ノ百二十
六」に改める。

附則
（施行期日）等

昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給)

第十六条 被保険者であつた期間(老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)が一年以上であつた者で船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないものが、次の各号の一に該当した場合において、その者が同法による通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一 次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ 被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づき旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間のうち政令で定める期間(以下「旧共済組合員期間」という。)とを合算した期間が二十年以上であること。

ロ 被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と厚生年金保険の被保険者期間及び旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

二 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号ロに該当するに至つたとき。

三 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

2 前項の特例老齢年金の額は、船員保険法による通算老齢年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第十条及び第十一条の規定は、第一項の特例老齢年金の支払期月及び支給において準用する。

4 第一項の特例老齢年金は、船員保険法(第三十九条から第三十九条ノ四までを除く。)の規定並びに通算年金通則法第四第二項及び第五條の規定の適用については、船員保険法による通算老齢年金とみなす。

5 第一項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が船員保険法第三十九条ノ四第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は同法による通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

(特例老齢年金の支給に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の日

昭和四十年五月一日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、同法による通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者に前条の特例老齢年金を支給する。

一 前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。

二 前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

(特例による脱退手当金の支給)

第十九条 この法律の施行の日から起算して六年以内に被保険者の資格を喪失した女子に対しては、当該資格を喪失した時において通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)附則第十五条第二項の規定による脱退手当金を受ける権利を取得する場合を除き、同法による改正前の船員保険法の規定の例により脱退手当金を支給する。ただし、当該脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者が、その際、通算老齢年金を受ける権利を有しているとき、又は通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、この限りでない。

2 昭和三十六年十一月一日からこの法律の施行の日の前日まで

以前に生れた者を除く。であつて、この法律の施行の際現に被保険者でない者であり、かつ、その被保険者であつた期間が二年以上である者に対しては、前項と同様とする。

3 前二項の規定による脱退手当金を受ける権利は、その権利を有する者が当該権利の取得の日後において通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

4 第一項又は第二項の規定による脱退手当金を受ける権利を有する者が死亡した場合には、船員保険法第二十七条ノ二の規定を準用する。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項ただし書中「者がその際に」を「者が、その際、通算老齢年金を受ける権利を有しているとき、又は」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「同時に、」の下に「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」を加える。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する請願(第二〇九三三号)(第二〇九四号)(第二〇九五号)

一、健康保険制度改悪反対等に関する請願(第二〇九六号)(第二〇九七号)(第二〇九八号)(第二〇九九号)(第二一〇〇号)(第二一〇一五号)(第二一〇二五号)(第二一〇三五号)(第二一〇四四号)(第二一〇五五号)(第二一〇八三三三号)(第二一〇八四四号)(第二一〇八五五号)

一、労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願(第二〇九九九号)(第二一〇〇〇号)(第二一〇〇一五号)(第二一〇〇二五号)(第二一〇〇三五号)(第二一〇〇四四号)(第二一〇〇五五号)(第二一〇〇八三三三号)(第二一〇〇八四四号)(第二一〇〇八五五号)

一、理療療法士及び作業療法士法成立に伴う経過措置に関する請願(第二一〇八八号)

一、保健婦助産婦看護婦法改悪反対等に関する請願(第二一五六号)

一、戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(第二一九〇号)

一、引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願(第二二一七号)

一、全国一律最低賃金制の確立に関する請願(第二二一八号)

一、療術業務(医療類似行為)の新規開業の制度化に関する請願(第二二二〇号)

第二〇九三三号 昭和四十年四月二十三日受理

日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区船橋町四二九 崎三七外四十六名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二〇五〇号と同じである。

第二〇九四四号 昭和四十年四月二十三日受理

日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川用賀町二ノ六 三八 宇田川金次郎外三十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二〇五〇号と同じである。

第二〇九五五号 昭和四十年四月二十三日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 京都市北区紫野中柏野旭二二 小

寺智恵子外二百名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二〇九七号 昭和四十年四月二十三日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 京都市北区紫竹中西南町六七 吉
田澄江外二百五十名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二〇九八号 昭和四十年四月二十三日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 京都市北区紫竹中柏野本町一六
石井末善外二百名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二一三〇号 昭和四十年四月二十三日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 福岡県京都郡荊田町堤 岩崎幾三
郎外六千三十六名
紹介議員 小宮市太郎君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二一三二号 昭和四十年四月二十三日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 石川県河北郡高松町字内高松 中
谷清修外四千八百三十二名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二一三三号 昭和四十年四月二十三日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願(十二通)
請願者 熊本県菊池市大字森北 宮川勉外
三万三千九百一十一名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二一三三号 昭和四十年四月二十三日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願(十二通)
請願者 熊本県菊池市大字森北 宮川勉外
三万三千九百一十一名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二一五二号 昭和四十年四月二十四日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 京都市左京区北白川西伊織町二
九 松葉弘外五百二名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二一五三号 昭和四十年四月二十四日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県新潟市一之渡戸 高野フミ
子外七百七十一名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二一五四号 昭和四十年四月二十四日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 長野県東筑摩郡麻績村下井堀 今
藤鶴雄外八百十三名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二一五五号 昭和四十年四月二十四日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願(五通)
請願者 広島市旭町一、六四五 石橋次郎
外八百九名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二一八三三号 昭和四十年四月二十六日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県糸魚川市大字一の宮三三
三 伊井沢芳雄外七百七十四名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二一八四号 昭和四十年四月二十六日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県佐渡郡真野町吉岡 中川
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

タミ外二百名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二一九九号 昭和四十年四月二十六日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願(六通)
請願者 群馬県利根郡水上町川上四四二
宇津木リツ外一万三千二百九十七
名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二二〇九九号 昭和四十年四月二十三日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都杉並区上高井戸二ノ四七
五 嶋田福治外二百五十名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二二〇二二号と同じである。

第二二〇一〇号 昭和四十年四月二十三日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都武蔵野市御殿山二ノ二ノ一
八 村上統子外二百三十四名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二二〇二二号と同じである。

第二二〇一〇号 昭和四十年四月二十三日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都練馬区練馬四ノ三三 大石
松太郎外二百五十名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二二〇二二号と同じである。

第二二一五七号 昭和四十年四月二十四日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都国分寺市野中新田五八五ノ
六 横山正義外七十六名
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二二〇二二号と同じである。

第二二一八〇号 昭和四十年四月二十六日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区明神台一〇ノ
一 上田順外二百二十五名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二二〇二二号と同じである。

第二二一八一号 昭和四十年四月二十六日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞ヶ関一ノ一 小
川正美外二百五十名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二二〇二二号と同じである。

第二二一八二号 昭和四十年四月二十六日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都武蔵野市中町三ノ一六ノ二
二 白田太郎外九十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二二〇二二号と同じである。

第二二一八八号 昭和四十年四月二十三日受理
理学療法士及び作業療法士法成立に伴う経過措置
に関する請願
請願者 東京都港区芝愛宕町二ノ一〇五 慈
恵大学病院整形外科診療室内 野
中勇
紹介議員 山本 杉君
この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第二二五六号 昭和四十年四月二十四日受理
保健婦助産婦看護婦法改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県糸魚川市蓮台寺九四八 梅
沢久子外六十一名
紹介議員 岩間 正男君
患者と国民の健康を守るため、左記事項の実現を

図られたいとの請願。

一、医療労働者の労働条件の改善、賃金引上げ、大幅増員を図ること。

二、看護婦の一人夜勤をなくし、夜勤は月六日以内にすること。

三、無資格の看護要員をふやし医療内容を低下させる保助看法改善をしないこと。

四、国と資本家負担による医療費を大幅に引き上げること。健保、国保の保険料値上げを行わないこと。日雇健保の打切りや失業保険の改悪を行なわないこと。

第二一九〇号 昭和四十年四月二十六日受理
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願

請願者 秋田県由利郡象潟町 寺田寿三
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二二一七号 昭和四十年四月二十六日受理
引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願

請願者 大阪市東淀川区塚本町五ノ一三
ノ四 齊藤元一
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第一九六九号と同じである。

第二二一八号 昭和四十年四月二十六日受理
全国一律最低賃金制の確立に関する請願

請願者 東京都新宿区柏木一ノ一〇八 遠山亮一外二百三十九名
紹介議員 木村福八郎君

わが国の最低賃金と貧困を解決するため、左記事項の即時実現を図られたいとの請願。

一、現行の最賃金を即時廃止すること。
二、左の内容を基本とする全国一律最低賃金法を制定すること。

1 労使同数の代表が団体交渉で賃金を決定するため最低賃金委員会を確立し、その委員会に法律上の権限を与えること。

2 この最低賃金は就業労働者ばかりでなく、失業手当、生活保護の給付額及び農漁民、中小零細業者の自家労賃の基準として適用すること。

三、この最低賃金法と関連し、家族手当法の制定及びこれを基準とする社会保障制度を総合的に確立すること。

理由

一九五九年につくられた最低賃金法は、労資の交渉と合意によつて賃金を決定するという原則をふみにじると、労働者の権利を一方的にうばい、日本の低賃金を合理化する手数となつており、真の最低賃金制とはまったく異なつたものである。事実、最低賃金法の制定後もわが国の低賃金は少しも改善されず、むしろ独占物価、公共料金の値上げをはじめとする物価上昇と最低生活費にさへくいこむ重税とによつて生活の苦しさはいつそう深まつていく。

第二二二〇号 昭和四十年四月二十六日受理
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願

請願者 愛媛県今治市今治村甲三三五ノ三 日浅兼吉
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

昭和四十年五月十八日印刷

昭和四十年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局